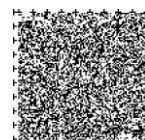

第5期 日高市障がい者計画・障がい福祉計画

第1期 日高市障がい児福祉計画



平成30年3月

日高市



はじめに

我が国における障がい者福祉は、平成25年に「障がい者総合支援法」が施行されて以降、難病や発達障がいなどの障がいの範囲の拡大、合理的配慮や虐待の防止などの障がい者の権利擁護の確立、法定雇用率の見直しや就労施設からの優先調達などの障がい者雇用の促進について、関連する法律が改正され、障がい者を取り巻く社会の環境はめまぐるしく変化しています。

また、平成28年6月の児童福祉法の一部改正により、全国の都道府県及び市町村に「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられました。

本市では、現行の第4期障がい者計画・障がい福祉計画の計画年度が終了することから、障がい者制度の改革や、国の指針を踏まえ、「第5期 日高市障がい者計画・障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

私は、障がいの有無に関わらず、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくりたいと思っています。

そのために、本計画では「共に生き、しあわせを感じる社会をめざして」を3つの計画共通の基本理念に掲げ、施策を展開してまいります。

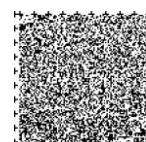
計画の推進にあたっては、関係行政機関や関係団体等の連携はもとより、なによりも市民の皆様の温かいご理解とご協力が必要です。障がいの有無に関わらず、誰もが積極的に社会参加ができるよう、より一層のご支援をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、日高市障がい者総合支援協議会の委員の皆様、アンケート調査や市民コメント等にご協力くださいました皆様に対しまして、心から感謝を申し上げます。



平成30年3月

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

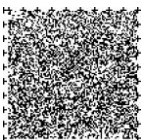


○「障がい」の「害」を「がい」に改めています

市では、「障がい」の「害」を「がい」に改めて表記しています。「害」の文字が不快を与え、誤解を招く恐れがあると、障がい者団体などからのご意見を参考に平成 15 年度より実施しています。

一般向けの文書及び印刷物につきましては、趣旨及び内容に変更を及ぼさない範囲においてひらがな表記としていますのでご理解をお願いします。

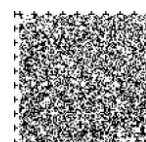
今後も、市ではノーマライゼーションの理念に基づく社会の実現を目指していきます。



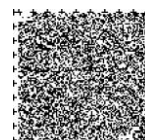
第5期 日高市障がい者計画・障がい福祉計画・第1期 日高市障がい児福祉計画

《目次》

第1章	計画の概要	
第1節	計画策定の背景と目的	1
第2節	計画の法的な位置づけと策定の趣旨	6
第3節	計画の期間	8
第4節	計画の対象者	8
第2章	障がい者などの現状	
第1節	障がい者などの現状	11
第2節	課題の整理	27
第3章	日高市障がい者計画	
第1節	施策展開の基本方針	33
第2節	将来予測	38
第3節	施策の展開	39
第4章	日高市障がい福祉計画・障がい児福祉計画	
第1節	基本理念・基本目標	67
第2節	計画に関する基本的な考え方	67
第3節	「障がい福祉サービス」の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策	80
第4節	「地域生活支援事業」の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策	91
第5節	「障がい児支援」の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策	98
第5章	計画の実現に向けて	
第1節	各主体の役割と連携体制の強化	103
第2節	計画の推進と進捗管理	104
資料編		
1.	策定の経緯	107
2.	日高市障がい者地域総合支援協議会委員名簿	108
	(参考) 市内事業所一覧	109



第 1 章 計画の概要



第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景と目的

1 障がい者（児）施策の推進の経緯

（1）障がい者基本法の公布

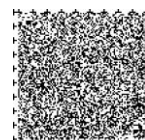
我が国の障がい者施策は、身体障がい者及び知的障がい者の総合施策推進のための基本法制定を求める高まりを受け、昭和45年の「心身障がい者対策基本法」において、その総合的な推進を図ることが示され、その後、「完全参加と平等」をテーマとする昭和56年の「国際障がい者年」を契機に、さらに推進が図られることになりました。昭和58年には、「国際障がい者年」を受けて「国連障がい者の十年」が宣言されたことを踏まえ、我が国における最初の障がい者施策に関する長期計画が策定され、平成5年には「障がい者対策に関する新長期計画」が策定され、さらに同年、それまでの「心身障がい者対策基本法」が全面改正され、「障がい者基本法」が公布されています。

（2）障がい者基本法に基づく長期計画の策定

国では、平成5年の「障がい者対策に関する新長期計画（平成5年～14年）」（平成5年の障がい者基本法の改正により、障がい者基本計画の第1次計画とみなされた）に続き、平成14年には平成5年の障がい者基本法の改正に基づく「障がい者基本計画」（第2次、平成15年～24年）が策定されました。これにより、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、障がい者施策を総合的かつ効果的に推進してきました。

（3）支援費制度の施行

平成11年の「精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律」の改正に伴い、平成14年4月から精神保健福祉事務が県から市町村に移管され、市町村が精神障がい者のための福祉サービスを実施することとなりました。また、平成15年には社会福祉基礎構造改革の一環として、県・市町村が福祉サービスの内容やサービスを行う事業者や施設を決定するといったそれまでの「措置制度」から、障がい者の自己決定を尊重し、事業者との対等な関係・契約によりサービスを利用する「支援費制度」が始まるという大きな制度改革が行われました。



（４）障がい者自立支援法の施行

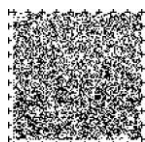
平成 18 年 4 月に「障がい者自立支援法」が施行されました。障がいの種別にかかわらずサービスが利用できるよう障がい福祉サービスを一元化し、施設・事業を再編しました。市町村による一元的なサービス提供、利用者応益負担と国の財政責任の明確化、就労支援の抜本的強化、支給決定の仕組みの透明化・明確化等により、障がい者施策は大きな転換を迎えることになりました。

（５）障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）及び児童福祉法の改正

我が国の障がい者福祉制度は、平成 15 年に「支援費制度」が施行され、平成 18 年には「障がい者自立支援法」へ移行し、平成 24 年に「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障がい者総合支援法）に改正、平成 25 年 4 月に施行（一部 26 年 4 月施行）されました。

平成 28 年 6 月に公布された、障がい者総合支援法と児童福祉法を改正する法律において、障がい者総合支援法の改正では、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るため、1. 障がい者の望む地域生活の支援、2. 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が 3 つの柱として掲げられています。

児童福祉法の一部改正（平成 30 年 4 月施行）では、都道府県・市町村は、「障がい児福祉計画」を策定し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図るなどの改正が行われました。



（６）「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障がい者差別解消法）」の施行、「障がい者の雇用の促進等に関する法律（障がい者雇用促進法）」の改正

平成 28 年 4 月には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障がい者差別解消法）」が施行されました。

雇用の面でも、平成 28 年 4 月（一部公布日又は平成 30 年 4 月施行）に「障がい者雇用促進法」が改正され、障がい者に対する不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供義務が規定されました。

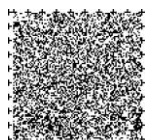
（７）社会福祉法の改正

平成 28 年 4 月に社会福祉法が改正され、支援を必要とする市民が抱える多様で複合的な地域生活の課題について、市町村が包括的な支援体制を構築する役割を担うことを明確にするとともに、地域福祉計画が福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけられました。

（８）障がい者基本計画（第 4 次）の策定

国では、障がい者基本計画（第 3 次）の期間の満了を迎えるにあたって、障がい者政策委員会において、障がい者権利条約の締結やこれまでの国における取組の進展などを踏まえ、審議を行ってきました。この審議の結果を踏まえ、障がい者基本計画（第 4 次、平成 30 年度～34 年度）を策定し、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調などを、盛り込んだ計画としています。

また、障がい者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、障がい特性等に配慮したきめ細かい支援、性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援、PDCA サイクル等を通じた実効性のある取組の推進の 6 つの項目を各分野に共通する横断的視点としています。



(9) 障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の基本指針

国が定める基本指針は、障がい者総合支援法第 87 条第 1 項の規定に基づき、障がい福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項、市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項を定めることにより、障がい福祉サービス等を円滑に実施することを目的として作成されるもので、障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が策定することになっています。

平成 30 年度から 32 年度を対象とする計画に関する基本指針が見直され、公表されています。新項目として、「障がい児支援の提供体制の整備等」が盛り込まれています。

第5期障がい福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。平成29年3月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 就労定着に向けた支援
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障害者支援の一層の充実

3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数: H28年度末施設入所者の9%以上
- 施設入所者数: H28年度末の2%以上削減
- ※高齢化・重症化を背景とした目標設定

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- 精神病床の1年以上入院患者数: 14.6万人～ 15.7万人に
(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～ 2.8万人減)
- 退院率: 入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%
(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

③地域生活支援拠点等の整備

- 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

④福祉施設から一般就労への移行

- 一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- 就労移行支援事業利用者: H28年度の2割増
- 移行率3割以上の就労移行支援事業所: 5割以上
- ※実績を踏まえた目標設定
- 就労定着支援1年後の就労定着率: 80%以上(新)

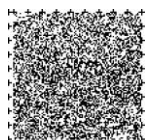
⑤障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- 医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

4. その他の見直し

- 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- 難病患者への一層の周知
- 障害者の芸術文化活動支援
- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

【出典：厚生労働省HP】



2 計画策定の目的

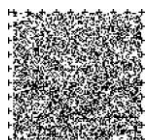
本計画は、障がい者基本法第 11 条第 3 項に基づく「障がい者計画」と障がい者総合支援法第 88 条第 1 号の規定に基づく「障がい福祉計画」、及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「障がい児福祉計画」の 3 つの計画を取りまとめたものです。

「障がい者計画」は、幅広い分野の障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を定める計画です。

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策等を整理しています。

障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、その内容について、関係性が高いことから、障がい者総合支援法第 88 条第 6 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 6 項の規定により、一体的に策定できるものとされています。本市でも、ライフステージの全ての段階でその人らしい自立した生き方の実現を目指し、より効率的・効果的な障がい者及び障がい児支援体制の確立のため、「第 5 期日高市障がい福祉計画」と「第 1 期日高市障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

以上の 3 つの計画を一体的に運用することで、すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、地域の中で互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



第2節 計画の法的な位置づけと策定の趣旨

1 障がい者計画と障がい福祉計画の法的位置づけ

(1) 日高市障がい者計画

障がい者計画は、障がい者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障がい者計画」として策定します。また、国及び埼玉県が策定した関連計画との整合・連携を図りながら、障がい者施策を総合的、計画的に定めるものです。

(2) 日高市障がい福祉計画

障がい福祉計画は、障がい者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する市町村障がい福祉計画」であって、策定にあたっては国の定める基本指針に即し、埼玉県の計画との整合を図ります。

■定めなければならない項目

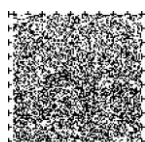
- 1) 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2) 各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 3) 各年度における地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

(3) 日高市障がい児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に新たに規定された「市町村障がい児福祉計画」として策定します。策定にあたっては国の定める基本指針に即し、埼玉県の計画との整合を図ります。

■定めなければならない項目

- 1) 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2) 各年度における指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込み

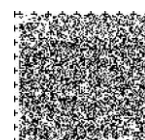
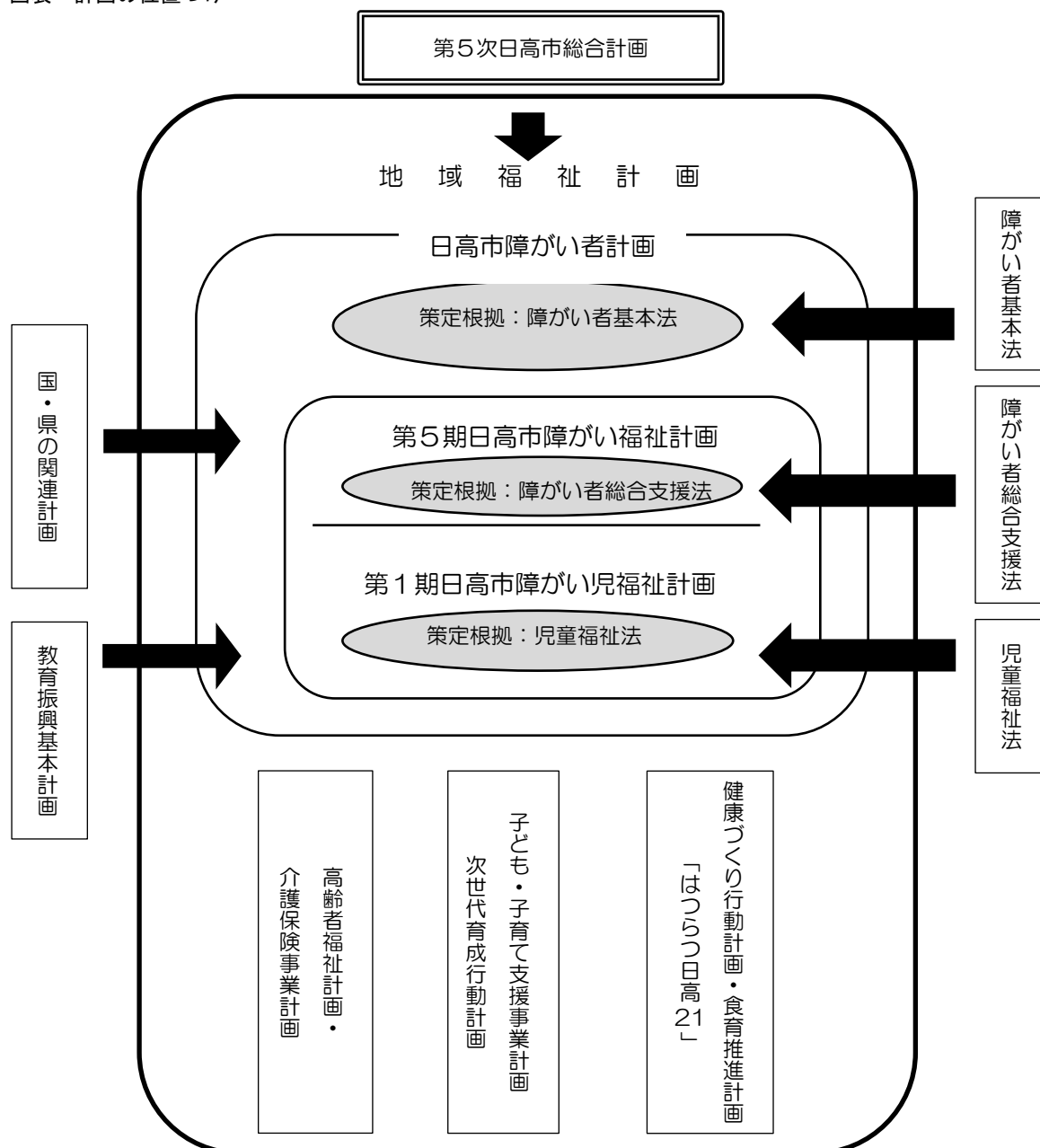


2 他の計画との関係

この計画は、「日高市総合計画」の部門別計画として位置づけるとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画、市が策定した日高市地域福祉計画などの関連計画との整合・連携を図ります。

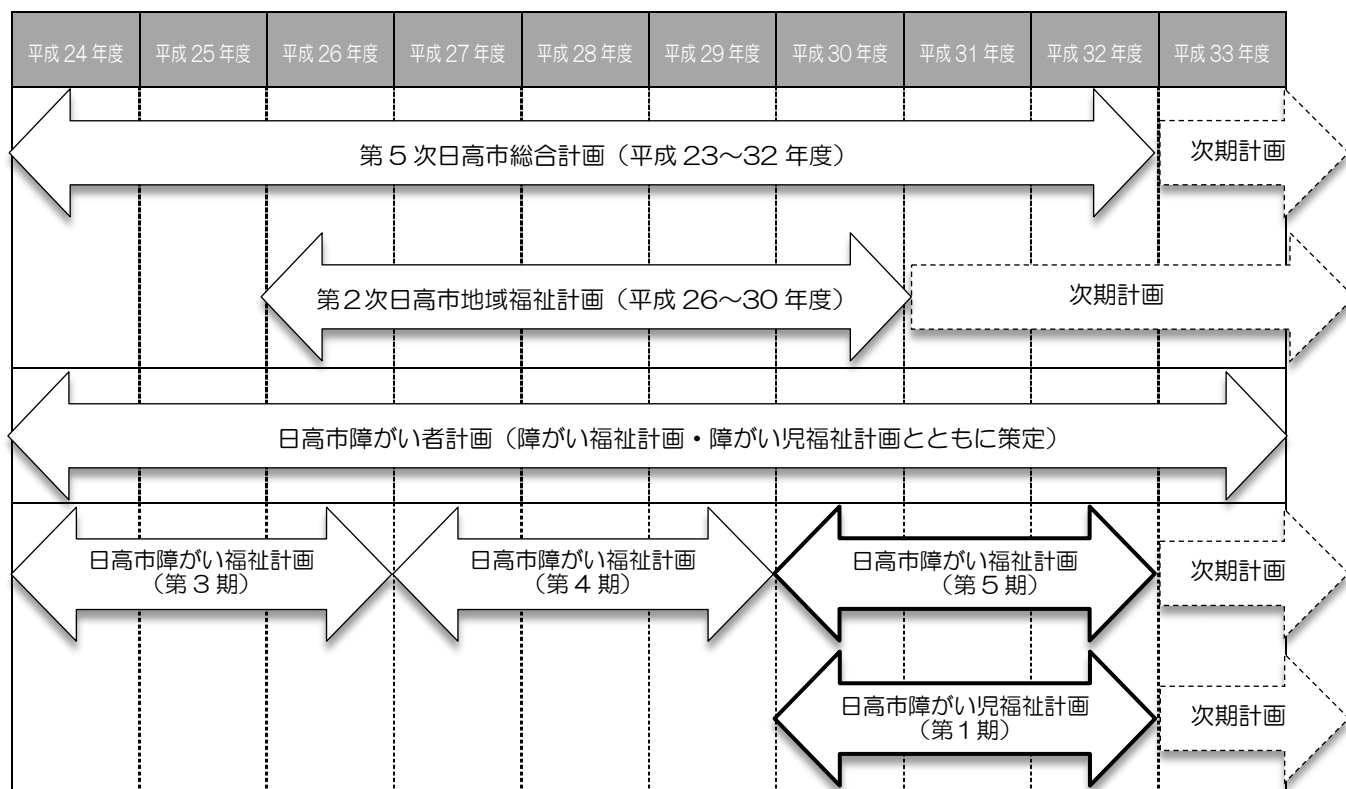
なお、平成 28 年 4 月に社会福祉法が改正され、地域福祉計画が福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけられました。

図表 計画の位置づけ



第3節 計画の期間

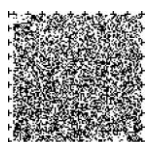
本計画の期間は、平成 30 年度～32 年度までの 3 年間とします。



第4節 計画の対象者

本計画における「障がい」とは、障がい者基本法及び児童福祉法等に従い、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、その他の心身の機能の障がい（政令で定める難病などによる障がいを含む）をさすものとし、「障がい者（障がいのある人）」、「障がい児（障がいのある児童）」とは、障がい及び社会的障壁により継続的な日常生活、社会生活に相当な制約を受ける状態にある人、児童をさすものとします。

本計画では、「障がい者」、「障がい児」を施策の対象としますが、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すという理念においては、あらゆる市民の理解と協力が必要であることから、全市民を計画の対象とします。



障がい者基本法第2条

(定義)

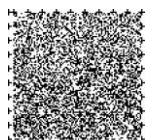
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

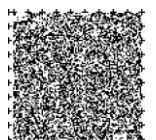
児童福祉法第4条

(定義)

- 2 この法律で、障がい児とは、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がい者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障がい児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。



第2章 障がい者などの現状



第2章 障がい者などの現状

第1節 障がい者などの現状

1 人口・世帯数

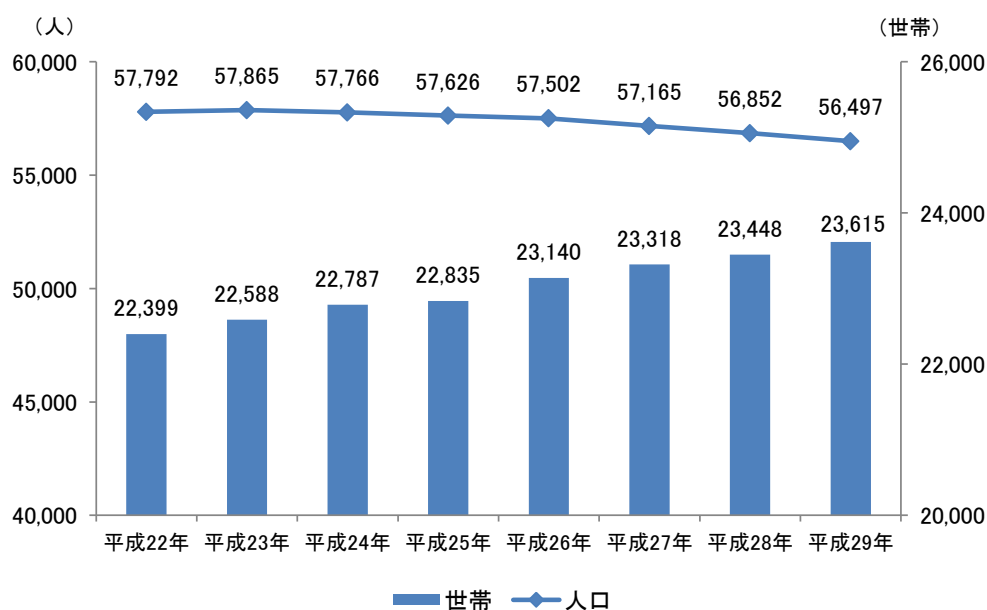
(1) 人口・世帯数

市の平成22年以降の総人口の推移を見ると、平成23年の57,865人をピークに近年では減少しており、平成29年には、ピーク時に比べ1,368人減少の56,497人となっています。

また、世帯数については増加を続けており、平成29年には、23,615世帯となっています。

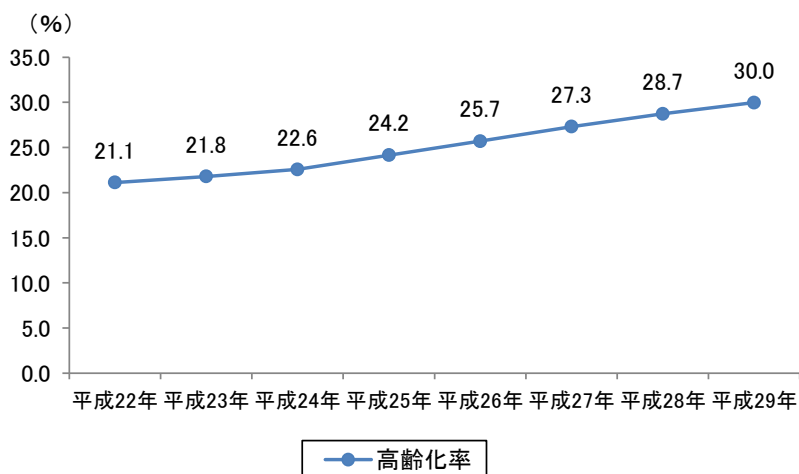
高齢者^{注1}の割合は、平成22年の21.1%から、平成29年には、30.0%まで進んでいます。

図表 人口・世帯数の推移



資料：統計ひだか（外国人含む、各年4月1日現在）

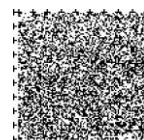
図表 高齢者比率^{注2}の推移



注1) 世界保健機関（WHO）の定義により、65歳以上の人のこと。

注2) 総人口に占める65歳以上人口の割合

資料：統計ひだか（外国人含む、各年1月1日現在）



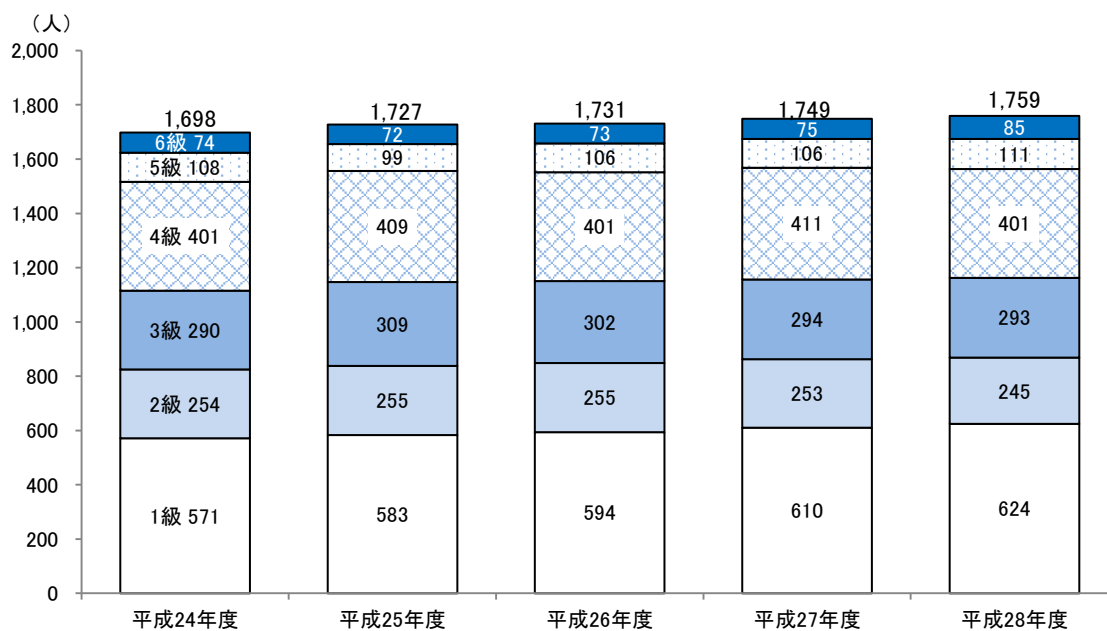
2 障がい者の状況

(1) 身体障がい者手帳所持者数

身体障がい者手帳の所持者は、平成 24 年度以降、各年度 1,700 人前後を推移し、平成 28 年度では 1,759 人とやや増加しています。

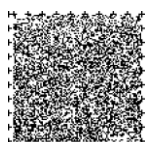
平成 28 年度の等級別割合を見ると、1 級と 2 級を合わせた割合は 49.4%と手帳所持者のほぼ半数を占めています。

図表 等級別身体障がい者手帳所持者数



		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	伸び率 H24→H28
等 級	合計	1,698 100.0%	1,727 100.0%	1,731 100.0%	1,749 100.0%	1,759 100.0%	3.6%
	1 級	571 33.6%	583 33.8%	594 34.3%	610 34.9%	624 35.5%	9.3%
	2 級	254 15.0%	255 14.8%	255 14.7%	253 14.5%	245 13.9%	▲3.5%
	3 級	290 17.1%	309 17.9%	302 17.4%	294 16.8%	293 16.7%	1.0%
	4 級	401 23.6%	409 23.7%	401 23.2%	411 23.5%	401 22.8%	0.0%
	5 級	108 6.4%	99 5.7%	106 6.1%	106 6.1%	111 6.3%	2.8%
	6 級	74 4.4%	72 4.2%	73 4.2%	75 4.3%	85 4.8%	14.9%

資料：統計ひだか（各年度末現在）

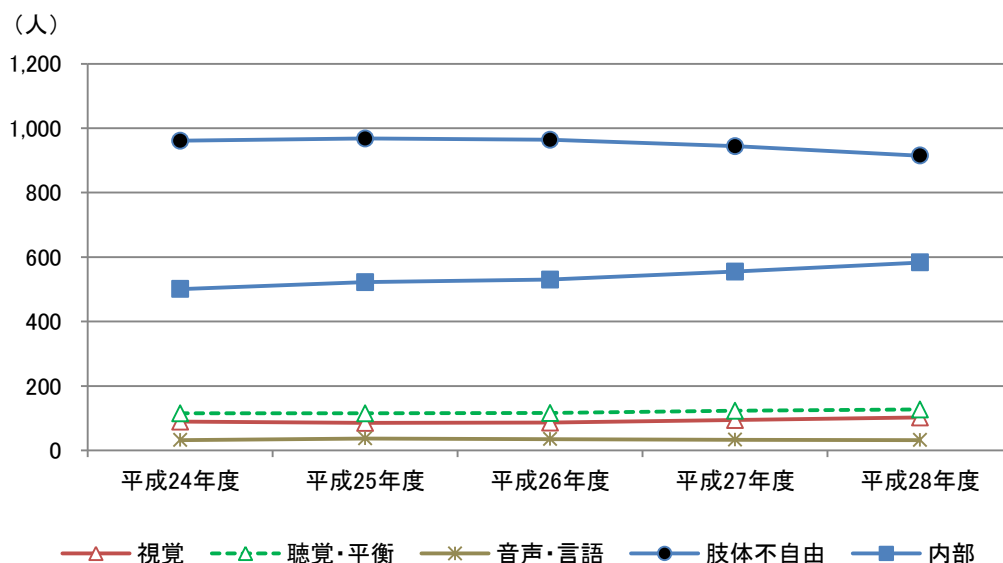


(2) 障がい種別身体障がい者手帳所持者数

障がい種別の身体障がい者手帳所持者は、平成 24 年度以降、肢体不自由が最も多く、次に内部となっています。各年度ともこの 2 つの種別が全体の 8 割強を占めています。平成 28 年度の内訳を見ると、肢体不自由が全体の 52.0%、内部が 33.2%となっています。

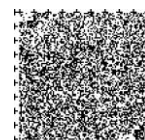
近年の傾向としては、内部、視覚、聴覚・平衡の種別の順の伸び率です。

図表 障がい種別 身体障がい者手帳所持者数



		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	伸び率 H24→H28
障 が い の 種 別	合計	1,698 100.0%	1,727 100.0%	1,731 100.0%	1,749 100.0%	1,759 100.0%	3.6%
	視覚	89 5.2%	85 4.9%	86 5.0%	94 5.4%	102 5.8%	14.6%
	聴覚・平衡	115 6.8%	115 6.7%	116 6.7%	123 7.0%	127 7.2%	10.4%
	音声・言語	32 1.9%	37 2.1%	35 2.0%	33 1.9%	32 1.8%	0.0%
	肢体不自由	961 56.6%	968 56.1%	964 55.7%	944 54.0%	915 52.0%	▲4.8%
	内部	501 29.5%	522 30.2%	530 30.6%	555 31.7%	583 33.2%	16.4%

資料：統計ひだか（各年度末現在）

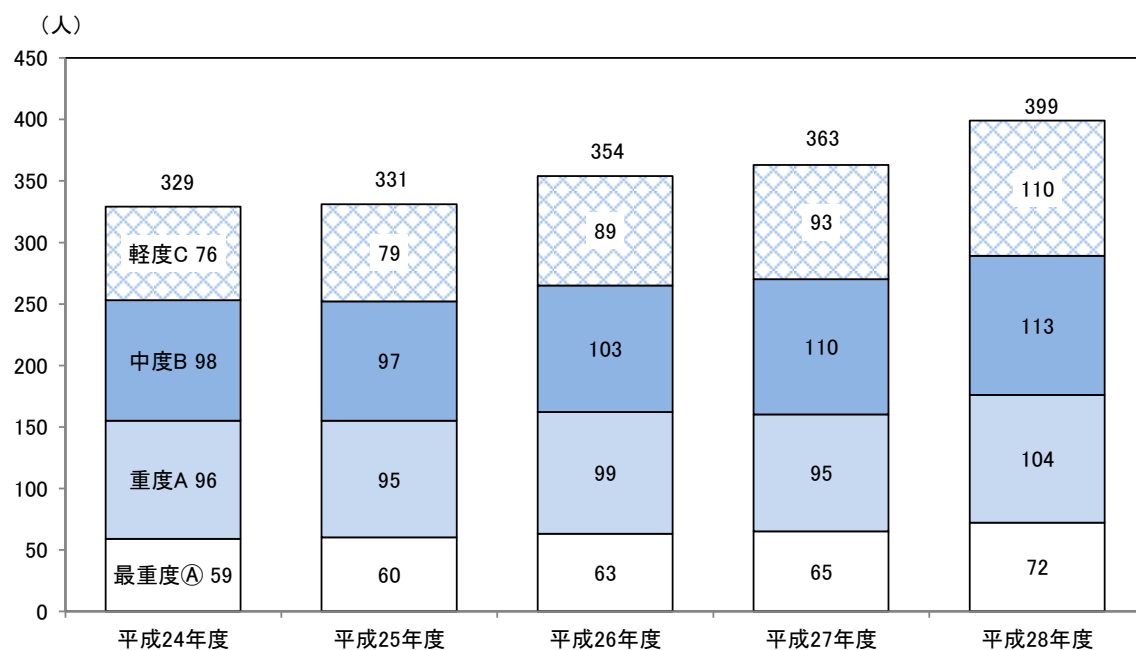


(3) 療育手帳所持者数

療育手帳の所持者は、平成 24 年度以降増加傾向で推移し、平成 28 年度では 399 人となっています。平成 28 年度の等級別割合を見ると、重度 A、中度 B、軽度 C の割合がいずれも 3 割弱となっています。

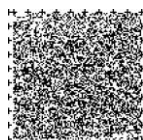
伸び率をみると、軽度 C が他と比べて高くなっています。

図表 等級別療育手帳所持者数



		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	伸び率 H24→H28
等 級	合計	329 100.0%	331 100.0%	354 100.0%	363 100.0%	399 100.0%	21.3%
	最重度(A)	59 17.9%	60 18.1%	63 17.8%	65 17.9%	72 18.0%	22.0%
	重度 A	96 29.2%	95 28.7%	99 28.0%	95 26.2%	104 26.1%	8.3%
	中度 B	98 29.8%	97 29.3%	103 29.1%	110 30.3%	113 28.3%	15.3%
	軽度 C	76 23.1%	79 23.9%	89 25.1%	93 25.6%	110 27.6%	44.7%

資料：統計ひだか（各年度末現在）



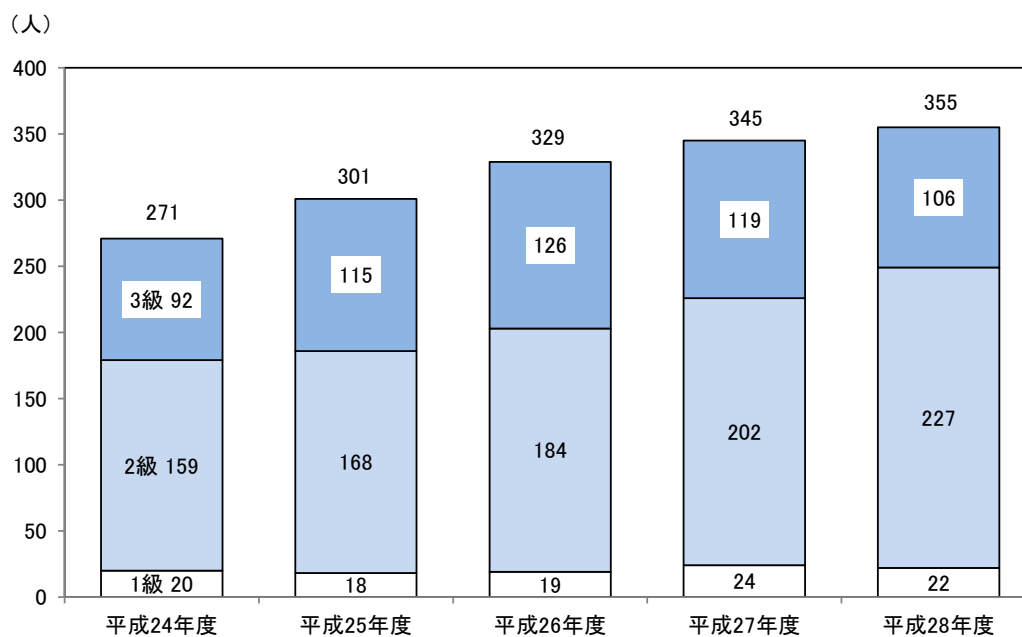
(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

精神障がい者保健福祉手帳の所持者は、平成 24 年度以降増加で推移し、平成 28 年度では平成 24 年度に比べ 84 人増加の 355 人となっています。

平成 28 年度の等級別割合を見ると、2 級の割合が 63.9%と最も高く、3 級が 29.9%で続いています。

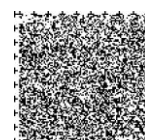
伸び率は、2 級が最も高くなっています。

図表 等級別 精神障がい者保健福祉手帳所持者数



		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	伸び率 H24→H28
等 級	合計	271 100.0%	301 100.0%	329 100.0%	345 100.0%	355 100.0%	31.0%
	1 級	20 7.4%	18 6.0%	19 5.8%	24 7.0%	22 6.2%	10.0%
	2 級	159 58.7%	168 55.8%	184 55.9%	202 58.6%	227 63.9%	42.8%
	3 級	92 33.9%	115 38.2%	126 38.3%	119 34.5%	106 29.9%	15.2%

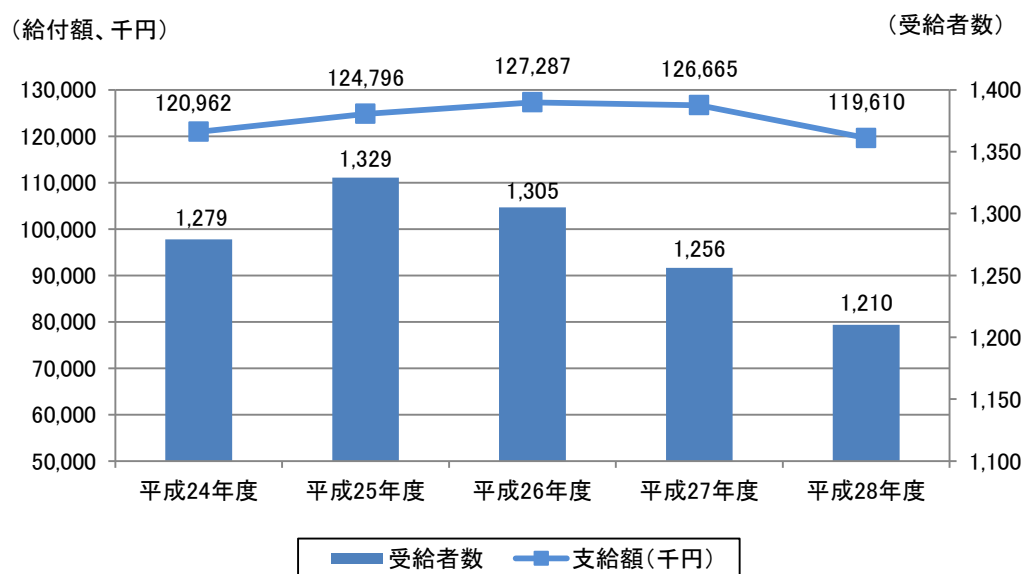
資料：統計ひだか（各年度末現在）



（５）重度心身障がい者医療費受給者数・給付額

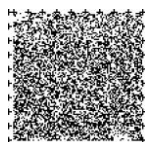
重度心身障がい者医療費受給者数の推移を見ると、受給者数は平成 25 年度以降減少傾向にあり、平成 28 年度では 1,210 人となっています。また、給付額は平成 24 年度から平成 26 年度まで増加しましたが、平成 28 年度では 119,610 千円（一人当たり支給額 98,852 円）で減少傾向にあります。

図表 重度心身障がい者医療費受給者数・給付額



	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
給付額（千円）	120,962	124,796	127,287	126,665	119,610
受給者数	1,279	1,329	1,305	1,256	1,210
1人当たり支給額（円）	94,576	93,902	97,538	100,848	98,852

資料：健康支援課（各年度末現在）



(6) 自立支援医療・補装具受給者数

自立支援医療（更生医療）の給付件数は、平成 25 年度以降増加し、平成 28 年度では 341 件となっています。また、更生医療給付額も同様に増加しています。

児童の育成医療は、保健所が事業を実施していましたが、平成 25 年度から市町村に権限移譲されました。平成 28 年度での給付件数は 48 件です。育成医療給付額の推移については、受給者の状況に応じて変動が生じています。

自立支援医療（精神通院医療）の給付件数は、平成 25 年度以降増加傾向にあります。また、平成 28 年度の給付件数 683 件の内訳を見ると、「統合失調症（34.0%）」「気分障がい（うつ）（33.2%）」の占める割合が高く、合わせると全体の 7 割近くになっています。

補装具の給付件数は、平成 25 年度以降やや増加傾向にあり、平成 28 年度では 111 件となっています。また、給付件数の増加に伴い、給付額も増加しています。

■ 自立支援医療（更生・育成）給付件数・給付額

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
更生医療給付件数	246 件	288 件	302 件	341 件
更生医療給付額	17,735,248 円	17,817,454 円	22,655,268 円	23,438,020 円
育成医療給付件数	30 件	44 件	35 件	48 件
育成医療給付額	821,520 円	1,032,213 円	3,972,631 円	815,885 円

資料：社会福祉課（各年度末現在）



■ 自立支援医療（精神通院医療）給付件数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
器質性精神障がい	14	17	18	21
薬物中毒	13	11	9	12
統合失調症	215	218	222	232
気分障がい(うつ)	196	210	222	227
神経性精神障がい	69	82	87	93
行動障がい	1	1	2	3
人格障がい	6	4	4	6
精神遅滞	4	6	6	8
発達障がい	15	20	23	26
情緒障がい	3	4	8	14
てんかん	35	34	35	37
その他	0	0	0	0
分類不明	4	3	4	4
合計	575	610	640	683

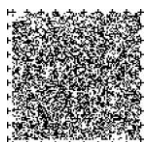
* 自立支援医療（精神通院医療）の支給は、埼玉県が行っています。

資料：埼玉県

■ 補装具給付件数・給付額

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補装具給付件数	108 件	81 件	119 件	111 件
補装具給付額	12,002,080 円	7,629,102 円	10,615,214 円	13,146,405 円

資料：社会福祉課（各年度末現在）



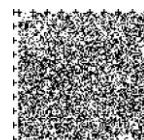
(7) 小児慢性特定疾病医療給付受給者数

小児慢性特定疾病医療給付受給者数は、平成 28 年度で 65 人となっており、ここ数年は横ばいとなっています。平成 28 年度の受給者のうち、「4 慢性心疾患 16 人 (24.6%)」、「5 内分泌疾患 13 人 (20.0%)」の受給者がやや多くなっています。

また、平成 26 年 5 月 30 日に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成 27 年 1 月 1 日から新たな小児慢性特定疾病医療費制度が実施されています。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1	悪性新生物	13	12	7
2	慢性腎疾患	4	3	2
3	慢性呼吸器疾患	5	10	9
4	慢性心疾患	14	17	16
5	内分泌疾患	15	14	13
6	膠原病	2	0	0
7	糖尿病	4	4	4
8	先天性代謝異常	2	1	1
9	血友病等血液免疫疾患	3	4	4
10	神経・筋疾患	4	6	7
11	慢性消化器疾患	1	2	2
合計		67	73	65

資料：狭山保健所（各年度末現在）

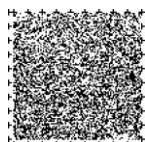


(8) 指定難病等医療給付受給者数

指定難病等医療給付受給者数は、平成 28 年度で 419 人となっており、そのうち、「97 潰瘍性大腸炎 60 人 (14.3%)」「6 パーキンソン病 45 人 (10.7%)」の受給者がやや多くなっています。

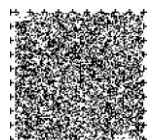
また、平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成 27 年 1 月から新たな指定難病等に係る医療給付制度が実施されています。対象疾患数が 330 疾患に拡大されたことに伴い、受給者数が増加しました。

No.	病名	旧 NO.	旧病名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
2	筋萎縮性側索硬化症	8	筋萎縮性側索硬化症	4	4	7
5	進行性核上性麻痺			—	3	1
6	パーキンソン病	20	パーキンソン病関連疾患	45	43	45
7	大脳皮質基底核変性症			—	2	2
11	重症筋無力症	3	重症筋無力症	11	11	11
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	2	多発性硬化症	9	11	9
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	1	0	0
17	多系統萎縮症	27	多系統萎縮症	2	4	7
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	16	脊髄小脳変性症	9	8	8
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	1	1	1
19	ライソゾーム病	44	ライソゾーム病	1	0	0
22	もやもや病	24	モヤモヤ病	8	8	8
26	HTLV-1 関連脊髄症				1	1
28	全身性アミロイドーシス	21	アミロイドーシス	2	1	1
34	神経線維腫症	40	神経線維腫症	3	5	6
35	天疱瘡	15	天疱瘡	5	5	4
37	膿疱性乾癬（汎発型）	29	膿疱性乾癬	1	1	1
40	高安動脈炎	13	大動脈炎症候群	2	2	2
42	結節性多発動脈炎	11	結節性動脈周囲炎	3	0	1
43	顕微鏡的多発血管炎				3	5
44	多発血管炎性肉芽腫症	25	ウェゲナー肉芽腫症	3	2	2
45	好酸球性多発血管炎肉芽腫				1	2
46	悪性関節リウマチ	19	悪性関節リウマチ	3	3	3
47	パージャール病	14	ビュルガー病	4	4	4
49	全身性エリテマトーデス	4	全身性エリテマトーデス	27	26	25
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	9	強皮症・皮膚筋炎・多発性筋炎	27	11	12
51	全身性強皮症				18	20
52	混合性結合組織病	34	混合性結合組織病	11	11	10



53	シェーグレン症候群			—	3	5
54	成人スチル病			—	1	1
56	ベーチェット病	1	ベーチェット病	13	11	10
57	特発性拡張型心筋症	26	特発性拡張型（うっ血型）心筋症	7	8	7
58	肥大型心筋症	50	肥大型心筋症	1	1	1
60	再生不良性貧血	6	再生不良性貧血	3	3	3
61	自己免疫性溶血性貧血	61	溶血性貧血	1	0	0
63	特発性血小板減少性紫斑病	10	特発性血小板減少性紫斑病	9	12	9
64	血栓性血小板減少性紫斑病			—	1	1
65	原発性免疫不全症候群			—	2	1
67	多発性嚢胞腎			—	1	3
68	黄色靱帯骨化症	55	黄色靱帯骨化症	4	3	5
69	後縦靱帯骨化症	22	後縦靱帯骨化症	11	12	10
70	広範脊柱管狭窄症	30	広範脊柱管狭窄症	4	4	5
71	特発性大腿骨頭壊死症	33	特発性大腿骨頭壊死症	5	5	7
72	下垂体性ADH分泌異常症			—	1	1
75	クッシング病			—	0	1
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症			—	1	1
78	下垂体前葉機能低下症	56	間脳下垂体機能障がい	12	10	9
80	甲状腺ホルモン不応症	62	橋本病	1	0	0
84	サルコイドーシス	7	サルコイドーシス	9	10	13
85	特発性間質性肺炎	36	特発性間質性肺炎	2	3	7
86	肺動脈性肺高血圧症	39	肺動脈性肺高血圧症	2	2	3
88	慢性血栓性肺高血圧症	43	慢性血栓性肺高血圧症	2	1	1
90	網膜色素変性症	37	網膜色素変性症	6	3	4
93	原発性胆汁性肝硬変	31	原発性胆汁性肝硬変	20	20	22
95	自己免疫性肝炎			—	0	1
96	クローン病	17	クローン病	19	22	23
97	潰瘍性大腸炎	12	潰瘍性大腸炎	65	60	60
117	脊髄空洞症	66	脊髄空洞症	1	0	1
210	単心室症			—	0	1
220	急速進行性糸球体腎炎			—	0	1
222	一次性ネフローゼ症候群			—	1	3
999	原発性慢性骨髄線維症			—	1	1
	合計			379	391	419

出典：狭山保健所（各年度末現在）



3 障がい者実態調査の結果

(1) 調査の概要

① 調査の目的

「日高市障がい者計画及び第5期障がい福祉計画」の策定に向けて、障がい者に関する意識と実態把握と行政に対するニーズ等を把握し、計画策定のための基礎資料を作成することを目的としてアンケート調査を実施しました。

② 調査の概要

- ・調査地域 日高市内全域
- ・調査対象 身体障がい者手帳ならびに療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者より無作為で抽出
- ・調査方法 郵送配布・郵送回収
- ・調査期間 平成29年2月
- ・配布数及び回収数

	配布数	回収数	回収率
身体障がい者手帳所持者	1,645	892	54.2%
療育手帳所持者	325	143	44.0%
精神障がい者保健福祉手帳所持者	392	168	42.9%
計	2,362	1,203	50.9%

(2) 調査結果の概要

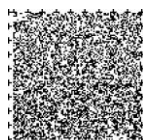
① 身体障がい者手帳所持者

■障がい者やご家族について

- ・身体障がい者手帳所持者は65歳以上の高齢者が74.7%を占め、年金で暮らしている割合も72.2%になっています。
- ・自宅で生活している身体障がい者手帳所持者は87.4%です。また、視覚障がい、聴覚障がいがある人は、「点字や手話はできませんが習得する意向がない」が56.8%と、半数を占めています。

■外出について

- ・外出をする上で、気になることや困ることがある年齢層は「6～17歳」の未成年で、70%になっています。
- ・気になることや困ることは、「介助者の負担が大きい」25.6%で、最も高くなっています。



- ・改善して欲しいと思う点については、「疲れた時に休めるベンチが無い」という回答が 32.2%、「歩道などに段差が多い」という回答が 28.0%です。
- ・仕事している身体障がい者の収入について、「5～10 万」が 18.9%となっており、まだ収入が少ないという現状があります。また、仕事環境の整備について、「障がいの状態に合わせた働き方を認めること」が 41.7%、「生活できる給料がもらえること」が 41.7%、「事業主や職場の人達の障がいに対する理解」が 38.6%、「企業などが積極的に障がい者雇用を行うこと」が 37.1%です。

■社会参加について

- ・旅行 (38.9%) と趣味などのサークル活動 (25.5%) に参加している回答が高いですが、交通の不便 (19.1%)、費用がかかりすぎる (12.9%) ことに対し、困っています。

■相談や情報入手の状況について

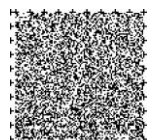
- ・市の相談窓口を利用しやすくするために、「ちょっとした事でも相談に応じてくれる」が 30.8%と最も多く、次いで「身近な場所に相談窓口がある」が 30.5%、「信頼できる相談者がいる」が 29.9%、「いつでも相談に応じてくれる」が 29.1%となっています。
- ・一方、電話 (19.6%) やメール (7.3%) を相談方法と考える障がい者は多くありません。

■ボランティアとの関わりについて

- ・ボランティアの手助けの利用状況について、「頼みたいことはない」が 54.0%と最も高く、かつ「最近一年間に受けたことはない」のは 64.7%になっています。
- ・ボランティアの手助けを頼んだ障がい者は「用事先への車での送迎」が 50.7%、「外出の時の付き添い」が 41.9%という利用内容が高くなっています。

■医療・障がい福祉サービスについて

- ・障がい者の機能回復や社会復帰・自立のための訓練・障がい福祉サービスは、必要がないため、受けていないという回答が 56.6%と半数を占めています。
- ・「利用の必要がない」という回答のうち、「手話通訳者の派遣」が 47.9%と最も高くなっています。



② 療育手帳所持者

■障がい者やご家族について

- ・療育手帳所持者は 18～39 歳が 38.5%と最も高く、また、53.8%の療育手帳所持者が自宅で母と父と暮らしています。

■外出について

- ・外出する時、気になることや困ることがあるのは 51.0%、他の手帳所持者と比べ多く、「外に出て人と話をすることが難しい」が 37.0%と最も高く、次いで「一緒に行く人の負担が大きい」が 31.5%です。
- ・外出の時、もっとよくして欲しいと思うことについて、「安心して利用できる施設が少ない」が 30.1%、「車などに危険を感じる」が 23.1%となっています。

■就学・就業について

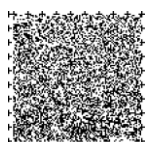
- ・学校等に通う障がい者にとって、先生の理解や配慮が足りないと思っている割合が 40.0%と最も高いです。
- ・学校を卒業後、「就労支援事業所等に通いたい」が 30.0%と最も高く、次いで「常勤で一般の仕事につきたい」が 28.0%となっています。
- ・仕事している障がい者は就労継続支援の仕事が 68.5%と最も高いです。悩みについては、「自分の考えや気持ちを伝えるのが難しい」が 58.8%と多くなっています。

■社会参加について

- ・社会参加について、「旅行」が 37.8%、「買物」が 33.6%、「スポーツやレクリエーション」が 32.9%と多いですが、障がい者が参加しやすい活動がまだ少なく、自由に使える施設も少ないとの回答も 38.5%と高くなっています。

■相談の状況について

- ・現在の生活で困っていることは、「保護者がなくなったあとのこと」が 68.2%です。
- ・家族や親戚以外に相談できるところ公的な窓口や行政機関以外に、もっと自分を知っている学校の先生と職場の仲間に相談する障がい者の割合も 25.3%を占めています。



■ ボランティアとのかかわりについて

- ・「ボランティアの手助けを頼みたいことがない」のが 34.4%と最も高く、かつ「最近一年間に手助けを受けたことはない」のは 69.2%です。
- ・ボランティアの手助けを頼んだ障がい者は「外出の時の付き添い」61.5%と「話し相手や遊び相手」43.6%という利用内容が多いです。

■ 医療・障がい福祉サービスについて

- ・療育手帳所持者は福祉サービスを必要ではないと思い、利用していない割合が 51.2%と最も高いです。

■ 将来のこと・暮らし全般について

- ・差別や偏見について「時々感じる」のが 31.5%と一番多いです。
- ・療育手帳所持者にとって、住み良い街を作るには、福祉就労の場の確保や障がいの早期発見・早期療育体制の整備が重要だと考えられています。

③ 精神障がい者保健福祉手帳所持者

■ 障がい者やご家族について

- ・精神障がい者保健福祉手帳所持者の生活費は「全部家族が負担している」が 25.0%と「自分の収入や年金では足りないので、一部家族の収入で補充している」のが 25.0%となっています。

■ 外出について

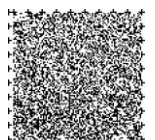
- ・外出する時、気になることがある障がい者の割合は 54.8%となっています。

■ 普段の暮らしや仕事について

- ・精神障がい者は就業せずに家にいる割合が 33.3%です。また、仕事している障がい者では、給料が安いという不満・不安がある割合は 18.0%です。
- ・社会参加について、一緒に楽しむ仲間がいないという不便を感じる障がい者が最も多く、27.4%となっています。

■ 相談の状況について

- ・生活費が足りないという悩みが一番多く、46.3%です。相談場所は、病院などの医療機関の割合が 56.5%と高くなっています。



■ ボランティアとのかかわりについて

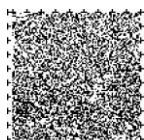
- ・精神障がい者手帳所持者は「ボランティアの手助けを頼みたいことがない」と「最近一年間に手助けを受けたことはない」が、他の手帳所者と比べ、高くなっています。
- ・ボランティアの手助けを頼んだ障がい者は「外出の時の付き添い」が 42.9%、次いで「用事先への車での送迎」が 34.3%となっています。

■ 医療や障がい福祉サービスについて

- ・医療を受けるにあたって困っていることについて、「医院、病院が遠い」44.3%が最も高く、次いで「待ち時間が長い」が 37.1%、「お金がかかりすぎる」が 35.7%となっています。
- ・障がい者の機能回復や社会復帰・自立のための訓練・障がい福祉サービスについては、必要がないため、受けていないという回答が 51.2%です。

■ 今後の生活の事などについて

- ・働く場や活動の場への充実に関する必要なことについて、「自分に合う仕事の紹介や相談・訓練できるところ」のが 36.3%と一番高いです。
- ・差別や偏見について、「ときどき感じる」のが 35.7%と一番多く、また、「地域の人に支えられているとは思わない」のも 26.2%と一番多いです。
- ・今後の生活について、仕事したい割合が 33.9%と最も高いですが、仕事を探すことが難しいという現状があります。



第2節 課題の整理

本市では、身体障がい者数及び知的障がい者数は大きな変化は見られませんが、高齢になって障がい者手帳を取得する人が増えています。また、精神障がい者については、近年大幅に増加しており、特に、統合失調症や気分障がい（うつなど）のほか、発達障がいの診断を受ける児童も増えています。

1. 障がい者等からの要望

（1）障がい児の支援

障がい児の支援について、実施機関や相談できる先は増えているものの、医療、保健、教育、福祉の連携は不足していると感じられています。

医療的ケアの必要な児童について、家族の付添が必要な機会が多く、母親はほぼつききりの状態であり、学校にも付き添いが必要な現状にあります。卒業後も受入れができる事業所が不足しています。

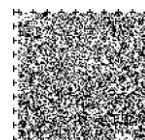
（2）障がい者就労支援

就労については、市内の就労継続支援B型事業所は、知的障がい者を中心に受け入れるものなので、精神障がい者を対象とした事業所の開設が望まれています。

医療的な支援が必要な障がい者について、その支援を担う事務所では、看護師が不足していると感じられています。また、働きたいという気持ちを持つ障がい者の中には実際には生活習慣に課題を持つ人が多く存在すると感じられています。

求人情報は、就労支援センターに集約していますが、求人情報が少ないと感じられています。職場開拓は、ハローワークや就労支援センターが実施している状況です。

企業は就労を希望している障がい者情報が少なく、雇い入れる際にどんな人がどれだけの仕事ができるのかという見通しが分からない不安を感じています。



2. 社会的な要望

(1) 障がい者の地域生活の安定

すべての市民は障がいを理由として分け隔てられたり、排除されることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共に住民として地域で生活することができる社会を実現するためには、障がいのある人に対する偏見、日々の暮らしや社会参加を妨げている障壁の解消などに努めていく必要があります。

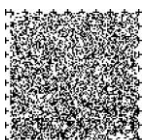
すべての人が障がいに対して、正しい知識を持ち、理解を深める必要があります。また、難病や発達障がいについても正しい理解と適切な支援を広める取り組みが必要です。

学校等においても、障がいのある幼児・児童・生徒に対するいじめや人権侵害について、早期発見・早期対応に努めるなどの取り組みが必要です。

「障がい者基本法」の主旨を踏まえ、自己選択・自己決定の推進の観点から、地域社会における共生を進めるために、地域生活に必要な情報の収集への支援とコミュニケーションの円滑化への支援が必要です。

また、地域で共生社会を実現するためには、障がいのある人すべてが必要な福祉サービスを安心して適切に利用することができることが不可欠です。サービスを利用するにあたって必要な情報の収集や判断に困難がある方もあり、サービス利用の支援と権利擁護、苦情解決の仕組みを構築することが必要です。

相談支援については、障がいのある人のエンパワーメントを高める視点から、障がい者相談支援センターを設置、その統括・後方支援などを担う基幹相談支援センターを関係市町と協力して設置し、相談支援体制の充実を図りました。しかしながら、指定相談事業所の開設が進まないなどの課題もあり、今後、関係機関の役割分担の整理を図るなど相談支援体制を強化することが課題となっています。



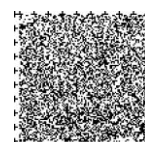
また、本人に対する支援の相談だけでなく、家族が問題を抱えており、一体的に支援することが必要な場合も考えられます。そのため、障がいのある人の支援機関だけではなく、保健、医療、福祉、教育、就労等各関係機関が持つ相談支援機能をつなげていくことが必要であり、相談支援機能の充実について中長期的な視点での検討が求められています。

(2) 医療・福祉との連携

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が課題となっており、障がいのある人が住み慣れた地域において健康でいきいきと暮らしていくためには、重度心身障がい者医療費助成制度の安定的、継続的な実施を図るとともに、福祉サービスと在宅医療の充実などをより一層図り、個々人の状況に応じた健康づくりと安心して医療を受けられるよう地域包括ケアシステムを構築することが必要です。障がいのある人が適切な医療を受けるにあたっては、障がい者に配慮したアクセスや設備などが整った受診しやすい環境づくりを関係機関などが連携し進めていく必要があります。また、難病患者にとって、疾患に対する不安と医療費や介護費の負担など、心理的、経済的負担は大きいものがあります。医療費負担の軽減や療養生活上の相談、情報提供など、医療と保健・福祉が連携した難病患者に対する幅広い支援が求められています。長期入所・入院から地域での自立生活への移行を推進するためにも、相談窓口や医療・リハビリテーション体制や緊急時の支援体制等の整備・充実も求められます。

(3) 共に学び働くための基盤整備

障がいのある人の就業については、福祉施設から一般就労への移行や職場復帰に向けた支援を医療、福祉、労働など関係機関が連携する中で、さまざまな制度を活用して就業の継続や就業支援に努める必要があります。

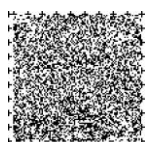


教育・保育においては、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある幼児・児童・生徒の人権の尊重を図り、地域で共に育ち、共に学び、共に生きることを基本とした教育・保育の推進に努めています。母子保健施策との連携のもと、障がい児の早期発見、早期療養を元に、乳幼児期における支援や、就学先の決定にあたり、本人・保護者の意向を引き続き尊重するとともに、小・中学校での障がいのある児童・生徒に必要な条件整備に努めています。障がいのある児童・生徒の通学や放課後活動への支援などの課題について適切に対応しながら、特別支援教育の一層の充実を図ることが必要です。また、本人や周囲が発達障がいに気づかないまま社会に出て、孤立していくケースもあることから、在学時からより適切な気づきと支援が受けられるよう教員の研修等の充実に努めるとともに、教育から福祉・就業への支援の途切れがないよう、家族も含めて支援する体制の検討が必要です。

（４）障がい者の豊かな生活

障がいのある人が社会参加する上での多様なニーズに対応するため、「バリアフリー法」や「ユニバーサルデザイン」の理念を踏まえバリアフリー化をより一層進め、障がいのある人が住みやすい生活環境の整備や移動手段の確保に取り組んでいく必要があります。

防災対策については、過去の大規模災害の教訓から、障がいのある人などの避難行動要支援者の避難支援等については、「日高市地域防災計画」に即し、支援を要する人の状況の把握、避難所での支援や福祉避難所等の確保、また、必要な生活物品等や医薬品・医療材料の確保などについて、関係機関等と連携を図りながら、具体的な取り組みを推進していく必要があります。



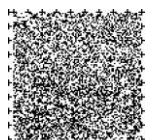
スポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、またはスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」とされています。障がいの種別や程度に応じて必要な配慮を行い、地域でのスポーツ・文化活動を推進していくことが求められています。

(5) 障がい児の健やかな育成

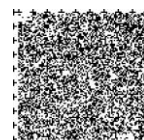
障がい児の支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を元とする支援が必要です。障がい児及びその家族に対し、身近な地域で質の高い専門的な発達支援を行う体制を構築する必要があります。

また、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要となっています。

障がい児が障がい児支援を利用することで、地域での保育、教育が受けられることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童・生徒が共に成長できるよう地域社会への参加や包括（インクルージョン）を推進します。



第3章 日高市障がい者計画



第3章 日高市障がい者計画

第1節 施策展開の基本方針

1 基本理念

基本理念は、「第4期日高市障がい者計画」を踏襲します。

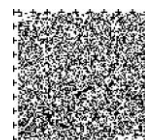
とも 共に生き、しあわせを感じる社会を目指して

近年、障がい及び障がい者についての理解が広がりつつあり、障がい者の福祉施策もハード・ソフトの両面から、充実整備されてきています。

市におきましても、平成27年にノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を基調とした「第4期日高市障がい者計画」を策定し、障がい者の自立と社会参加の促進に努めています。

障がいとなる要因は様々で、市民の誰もが直面しうるものであり、決して特定の人の問題ではありません。特に高齢化にともない、障がいを有して生活を営む人は増加の傾向にあります。

少子高齢化社会の進行に伴う社会環境の変化や障がいの重度化・重複化などが進んでいます。障がい者を取り巻く状況や多様化するニーズに的確に対応し、障がい者の本来持っている強み（エンパワーメント）を生かして、主体性を育み、権利擁護や自己決定の場を増やしながら、同じ社会の構成員として地域の中で自立した生活「共に生き、しあわせを感じる社会」の実現を目指します。



2 基本方針

(1) 共に生きるまちづくり

様々な活動への障がい者自身の積極的な参加を得ながら交流の機会などを拡大し、障がい者への理解を深め、互いに尊重し合いながら共に生きる社会を実現します。そのため、全ての市民が社会参加や日常生活を円滑に行う環境整備のため、街の基盤となるインフラについてバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めます。

乳幼児期から高齢期に至る生涯の全ての段階において、保健・医療・福祉など、関係する機関が密接に連携し、障がいの予防に努めるとともに、早期発見・早期療育などを充実し、必要な支援が行き届くまちづくりを進めます。

(2) 共に学び働き、生きがいを感じるまちづくり

障がい者がある適性や能力に応じた就労の場を確保できるよう支援します。障がいのある児童・生徒の教育については、一人一人の可能性を最大限に伸ばし、自立し生きていくための基礎となる力を培うと共に、就学前の段階からその障がいの種類や程度、発達段階などに応じて盲・ろう・特別支援学校や小・中学校の特別支援学級による指導など一人一人に応じた教育を充実します。

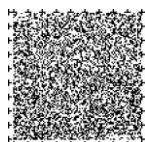
(3) 障がい者が豊かに生活できるまちづくり

障がい者自身が主体性・自主性を持ってスポーツ・レクリエーション、文化活動に参加していけるような環境づくりや住みよい生活環境の整備を推進し、生活に豊かさが感じられるまちづくりを進めます。

3 基本目標

(1) 理解と交流の促進

障がいのある人もない人も共に生活し、共に活動できるノーマライゼーションの理念を市民が正しく理解し、お互いの「心の壁」を取り除くことが大切です。そのため、各種広報媒体の活用や様々な行事を通じた啓発・広報活動の充実、幼児期からその発達段階に応じた福祉教育と地域や職場で共に活動しながら互いに理解を深める交流の促進、ボランティアの養成など一層の充実を図ります。



（２）保健・医療の充実

障がいの発生予防と早期発見については、関係機関との連携を強化し、疾病や発達障がいなどの早期発見、継続的な支援を充実していく必要があります。

精神保健福祉施策については、精神障がいに対する理解を一層深めるとともに、保健所、医療機関や精神障がい者社会復帰施設と連携して、地域での自立した生活の支援の充実を図ります。

（３）福祉サービスの充実

障がい福祉サービスは、障がい者の基本的人権を守り、自立と社会参加を進めていくものでなくてはなりません。そのため、市民、事業者、行政による多様な障がい福祉サービスの充実に努め、必要な時にいつでも利用できるよう支援の充実を図ります。

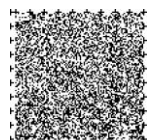
（４）教育・育成の充実

障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばすためには、医療・福祉・雇用など各分野との連携のもと、一人一人のニーズや障がいの特性に応じてきめ細やかな支援を行い、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うことが重要です。

このため、学齢期においては、障がいのある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応した教育を充実し、自立を支援するとともに学校教育終了後も生涯にわたって主体的、継続的に学習できるよう支援します。

（５）雇用・就労の推進

障がい者自身の職業能力の開発を支援し、障がい者の雇用・就業を促進するため、事業主をはじめに、一般社会への障がい者雇用に対する理解を深める取組を進めながら、一般就労はもちろん、福祉的就労においても、障がい者一人一人の働く意欲を尊重し、働く場の確保を図ります。



(6) 余暇活動・社会参加の促進

障がい者がスポーツや文化活動など様々な社会活動に参加することは、人生を豊かで潤いのあるものとし、日々の生活の中に喜びや生きがいを見出すなど、生活の質を高めることにつながります。このため、奉仕員の養成・派遣や各種生活訓練を行う社会参加促進事業を推進し、障がい者の生活能力の向上を図るとともに、社会活動に必要な援助を行います。

また、障がい者が日常的に気軽にスポーツに親しみ参加できるよう障がい者スポーツの振興を図るほか、文化活動やレクリエーション活動を支援するなど、地域におけるノーマライゼーションの理念の浸透を推進します。

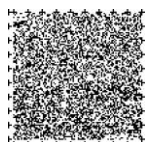
障がい者の芸術文化活動の振興については、国や県との連携を図りながら、障がい者の社会参加や障がい者に対する理解を促進していきます。このため、相談支援や人材育成、発表の機会、住民の参加機会の確保等の芸術文化活動の支援を行います。

(7) 生活環境の整備

障がいのある人が地域で自立した生活を送っていくためには、障がいのある人が社会の一員としての生活を可能にする環境を早急に構築していかなければなりません。

誰もが住みよいまちづくりには、ただ単にハード面の整備にとどまらず、地域に住む人々の理解やサポートがきわめて大切であり、今後もハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを推進します。

また、災害時における障がい者の支援対策を充実させ、地域における見守りなど活動を推進していきます。



（８）障がい者虐待防止対策の体制整備

障がい者虐待防止法に基づき、障がい者に対する虐待を未然に防止するとともに、虐待が発生した場合には迅速かつ適切な対応と再発の防止等に取り組みます。市民や事業所等に対して、障がい者虐待防止法等の周知・啓発に努めるとともに、虐待の早期発見や早期対応、緊急一時保護のための居室の確保など、障がい施設等の関係機関との協力体制の充実を図ります。また、障がい者やその家族などが孤立することのないよう、必要な福祉サービスの利用を促進するなど養護者の負担軽減を図るため、障がい者虐待防止法の施行に伴い設置した「日高市障がい者虐待防止センター」を効果的に運営できるような対応体制の整備等を進めていきます。

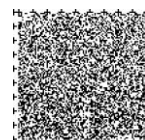
また、複雑に絡み合う障がい者虐待事案に効果的に対応できるようにするため、相談支援事業者等の関係機関との連携体制の整備を図るとともに、障がい者虐待防止のための普及啓発に努めます。

障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要なことから、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進します。

（９）差別解消の推進

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障がい者への差別の解消に取り組めます。

市民や事業所等に対して、差別的な取り扱いの禁止や道理的配慮の推進についての普及啓発に努めます。また、差別解消のための相談体制の整備を進めます。



第2節 将来予測

1 総人口

市の総人口は、平成 30 年以降も減少すると予測されています。目標年次（平成 32 年）における市全体の人口は 55,277 人となる見込みです。

■総人口の推計

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
総人口	56,048	55,687	55,277

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）による推計

2 障がい者数

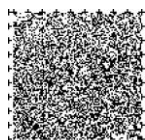
総人口は減少傾向にあるものの、障がい者手帳所有者は増加しています。

障がい者手帳所持者の推計にあたっては、平成 29 年 9 月現在の身体障がい者手帳所持者数・療育手帳所持者数・精神障がい者保健福祉手帳所持者数をもとに、平成 24 年度末から平成 29 年 9 月末までの各障がい者手帳所持者数それぞれの伸び率で、平成 32 年度末を推計しました。

総人口に対する障がい者手帳所有者の割合は、今後、一層高まっていくものと見込まれます。

■障がい者数の推計

	平成 24 年度末	平成 29 年 9 月末	平成 32 年度末
身体障がい者手帳所持者数	1,698	1,691	1,687
療育手帳所持者数	329	386	419
精神障がい者保健福祉手帳所持者数	271	366	421
合 計	2,298	2,443	2,528

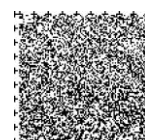


第3節 施策の展開

平成 27 年 3 月に策定された「第 4 期日高市障がい者計画」の施策を基本とし、「第 5 期日高市障がい者計画」の施策の体系は以下のとおりとします。

■ 日高市障がい者計画の体系図

1 理解と交流の促進	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 交流機会の拡大 (3) ボランティア活動の推進 (4) 福祉教育の推進
2 保健・医療の充実	(1) 障がいの早期発見・早期療育体制の整備 (2) 保健・医療体制の整備 (3) 精神保健福祉対策の充実
3 福祉サービスの充実	(1) 総合相談援助システムの構築 (2) 障がい福祉サービスの充実 (3) 生活安定のための施策の充実
4 教育・育成の充実	(1) 就学前援助の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 生涯学習の充実 (4) 図書館の充実
5 雇用・就労の促進	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の場の確保と支援
6 余暇活動・社会活動参加の促進	(1) 社会活動参加の促進 (2) スポーツ・レクリエーション、文化活動の振興
7 生活環境の整備	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 住宅施設の充実 (3) コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化 (4) 防災・防犯体制の充実
8 権利擁護の体制整備	(1) 成年後見制度と日常生活自立支援事業の促進 (2) 障がい者虐待防止対策の体制の構築
9 差別解消の推進	(1) 差別解消の推進



目標1 理解と交流の促進 ～市民同士の理解とふれあいを目指して～

(1) 啓発・広報活動の促進

【施策の方向】

ノーマライゼーションの理念は徐々に社会に定着してきていますが、心ない視線や言葉などにより、人間としての尊厳を傷つけられている障がい者も多く、偏見や差別といった「心の壁」の除去は、依然として大きな課題となっています。

障がい者に対する「心の壁」を除去するための啓発・広報活動は、障がい者施策の重要な柱であり、障がい者や特別支援教育への理解、障がい者雇用の促進を図るため、市ホームページや「広報ひだか」、社協だより「ひだまり」のほか、各種行事を活用した広報活動を積極的に行い、「障がい者の日」の周知を図るとともに、「障がい者週間」などを機に、啓発活動を推進します。

また、平成25年6月に、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障がい者差別解消法）」が制定、平成28年度に施行され、国や地方自治体等には合理的配慮が義務化されています。市では、事業者などに周知するとともに、障がい者の権利利益侵害の禁止や社会的障壁の除去の実施に関する合理的配慮を推進します。

【推進計画】

■啓発・広報・広聴活動の推進【市政情報課・社会福祉課、社会福祉協議会】*

広報紙やホームページ等の活用による情報提供を強化するとともに、各種行事等を活用し積極的な啓発活動に努めます。

○広報紙やホームページ等への障がいに関する啓発記事等の掲載

○広報の音声化とその活用を支援

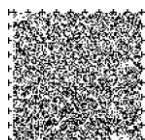
○ウェブアクセシビリティに対応したホームページの運営

■障がい者による啓発推進の支援【学校教育課、社会福祉協議会】

障がい者が自ら企画、参加し、啓発を推進するプログラムの実施を支援します。

○学校における福祉教育プログラムへの学習支援者としての参加協力の促進

* 【】内は、計画を推進する担当部局です。



（２）交流機会の拡大

【施策の方向】

交流・ふれあいを促進するためには、身近な地域で交流機会を増やし、日常的に障がい者と地域住民がふれあうことが必要であり、そのための環境づくりが求められています。

交流の場として、「市民まつり」や社会福祉協議会主催の「あいあいまつり」などの行事や、施設による地域の人たちとの交流が行われていますが、市民と気軽に日常的に交流のできる機会が望まれています。また、今後、地域活動や地域行事に障がい者が参加しやすいように、情報の提供や企画立案への支援など、障がい者団体が主体的に行う交流事業への支援も充実していく必要があります。

【推進計画】

■ふれあいの機会拡充（サロン活動の充実）【社会福祉課】

障がい当事者の主体的な取り組みを進めるとともに、協力者（ボランティア）を養成し、当事者とのふれあいを促進します。

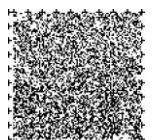
○当事者支援型サロン活動の推進

■地域と施設の交流活動事業の促進【社会福祉課】

障がい者福祉施設利用者と地域住民との日常的な交流機会を増進し、障がいのある人への理解促進を図ります。

■福祉スポーツ大会の開催【生涯学習課、社会福祉協議会】

障がい者スポーツへの関心を高めよう努めるとともに、福祉スポーツ大会の内容の充実やボランティア等のスタッフの拡充を進めます。



(3) ボランティア活動の推進

【施策の方向】

少子・高齢化が進む中、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して、いきいきと暮らしていくために、地域住民やボランティア団体、行政が連携し、制度による公的サービスの提供(利用)だけでなく、ボランティア活動など市民参加による福祉活動の振興を図り、みんなで支え合う地域づくりを進めていく必要があります。

そのため、各種啓発活動を通じ、ボランティア活動などの住民互助活動への参加を促進します。ボランティア団体や NPO の活動、企業による社会貢献活動などとの連携を図り、充実に努めます。

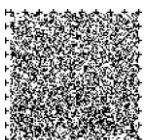
【推進計画】

■ボランティア活動の推進【総務課、社会福祉協議会】

- ボランティア活動の推進を役割とする「ボランティアセンター」の強化を図ります。
- 障がい者の生活支援に関わるボランティアの育成支援を進めます。
 - ・運転（付き添い支援）ボランティア
 - ・傾聴ボランティア
 - ・情報提供活動支援を目的とするボランティア（朗読、手話、点字等）

■身近な地域における福祉活動の促進【社会福祉協議会】

地域課題の解決のためには、市民の参加と協力が不可欠です。そのために、学校区を範囲とした地域福祉を進める組織の設立を進めます。その中で、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して生活できる環境づくりを進めます。



(4) 福祉教育の推進

【施策の方向】

障がいのある子どもに対する理解と認識を促進するために、小・中学校において、特別支援学校との交流や、埼玉県独自の取組である、特別支援学校の児童・生徒が本来通学すべき居住地校との交流（支援籍学習）を実施しており、支援籍学習については、児童・生徒数が増加しています。

また、人権教育の一環として、高齢者との交流の機会を充実するとともに、高齢者や障がい者を取り巻く状況、社会的支援や介助、福祉問題等に関する教育を推進しています。

今後は、地域社会におけるノーマライゼーションの理念に基づき、すべての児童・生徒に対して、一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援が一層推進され、特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住する地域の学校に、支援籍として交流する機会を増やしたり、障がいのある児童・生徒が地域の学校に在籍したりする等、様々な面で交流教育が進んでいくことが予想されます。このため、人権教育や福祉教育における障がい者理解の促進を図っていくことが必要になります。

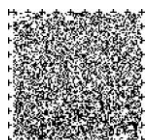
【推進計画】

■学校における福祉教育の充実【学校教育課】

基本的人権の尊重の精神を基盤に、社会福祉への関心と理解を深め、互いに支え合い、豊かに生きていこうとする心と態度を身につけることなどを目的に、小・中学校における福祉教育の充実を図ります。

■人権教育の推進【生涯学習課】

総合的な学習を中心に、障がい者に対する正しい理解を深め、相互に人格と個性を尊重しあい、共に生きる心を育む人権教育を推進します。



目標2 保健・医療の充実 ～安心して気軽に受けられる保健・医療を目指して～

(1) 障がいの早期発見・早期療育体制の整備

【施策の方向】

身体発育や精神発達の遅れがある乳幼児を早期に発見し、早期診断や適切な治療・療育へ結びつけることで障がいの軽減を図ることが重要であることから、4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査と10か月児保育相談を実施しています。

また、平成15年度からは、発育発達に遅れが疑われる乳幼児を対象として、専門のスタッフによる発育発達相談日を月1回開設してきましたが、予約が数か月待ちになってしまう現状であるため、平成26年度から年15回に増やして対応を行っています。

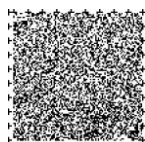
しかしながら、近隣の療育機関についても、予約が数か月から1年待ちになっているため、家庭での親子関係が子どもの成育に大きな意味を持つことから、保護者が相談しやすく、身近なところでタイムリーに相談が受けられ、さらには適切に療育機関に繋げていくことができるような体制づくりが重要な課題となっています。保護者が身近なところで早期に相談が開始でき、継続して支援が受けられるよう、関係機関や関係者相互の連携を図ります。

そして、今後は、妊娠中からの支援体制を強化し、乳幼児健康診査や発育発達相談の充実に努めるとともに、早期発見・早期療育の体制整備を進めていきます。

【推進計画】

■相談支援体制の整備【社会福祉課、子育て応援課、保健相談センター】

障がい者相談支援センター、子育て総合支援センター及び保健相談センターが連携し、それぞれが行う相談支援事業を通じ、障がいの早期発見、早期療育につなげます。



【推進計画】

■乳幼児健康診査の充実【保健相談センター】

4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・10か月児保育相談の内容を充実し、身体発育や精神運動発達の遅れのある乳幼児を早期発見し、適切な治療・療育を受けることができるように努めます。

また、乳幼児健康診査の機会をとらえ、医師・理学療法士・言語聴覚士による診察・相談・指導等を行い、発育発達の促進及び障がいの軽減を図ります。

（２）保健・医療体制の整備

【施策の方向】

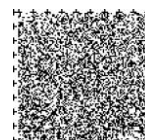
脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病は障がいの原因となりやすく、疾病の早期発見・早期治療による障がいの軽減及び自立の促進、疾病予防としての日頃の健康づくりは、とても重要なことです。そして、疾病の早期発見のための健康診査や各種がん検診、健康づくりを支援するための健康教育や健康相談も実施していますが、事業によっては定員に満たないものもあるのが現状です。しかしながら、国の事業に基づき平成21年度から子宮頸がん・乳がん検診について、対象年齢の市民に無料クーポン券を配布することにより、受診者数が増加してきています。

さらには、市民が利用しやすい実施方法等を検討し、平成26年度から1日で複数の検診が受けられる合同検診日を設けています。今後も引き続き受診者数の増加に向けた取り組みを行っていくとともに、障がいの原因となり易い生活習慣病の予防や、健康づくりの推進を図り、早期に適切な保健医療サービスが受けられるような体制の整備を図り、障がい者が安心して生活していけるように努めます。

【推進計画】

■健康診査・健康教育・健康相談の充実【保健相談センター】

- ・健康診査や骨粗しょう症検診、各種がん検診などを行い、疾病の早期発見・早期治療による障がいの発生予防及び軽減を図ります。
- ・生活習慣病予防を目的として、栄養や運動などをテーマにした健康教育の充実や市民が楽しみながら取り組む健康づくりの支援を図ります。
- ・健康相談や生活習慣予防相談を行い、健康づくりを支援します。



【推進計画】
■医療機関との連携【保健相談センター】 障がいの軽減、あるいは障がいにより起因する二次的障がいを予防するため、保健・医療・福祉の各分野が連携し、相談、治療の一貫した体制の整備に努めます。
■重度心身障がい者医療費助成制度の安定的・継続的な実施【健康支援課】 受給対象者が増加している助成金を支給し、重度心身障がい者の健康管理、福祉の増進を図ります。
■自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付【社会福祉課】 健康保持と経済的負担の軽減を図るため、自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付を行うとともに、制度の周知を図ります。

（３）精神保健福祉対策の充実

【施策の方向】

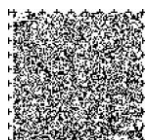
障がい者実態調査によると、精神障がい者保健福祉手帳所持者の約 1/3 が就業せずに家で過ごしています。精神保健福祉対策においては、精神障がいに対する誤解や偏見を取り除き、早期発見、早期治療、短期入院を目指した保健医療体制の確立と、地域住民の支援体制による社会復帰の促進を図ることがますます重要となっています。

このような現状を踏まえ、精神保健福祉士の採用により、市民へのサービスも強化しています。ソーシャルクラブ（社会復帰支援事業）の定期的な開催や地域におけるボランティアグループの活動など、在宅での生活支援の輪がしっかりと定着しつつあります。

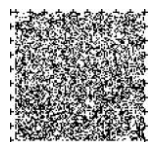
しかしながら、専門の医療機関や社会復帰の訓練をする場所の不足、精神障がい者に対する根強い偏見など、課題の多い状況は続いています。

今後も引き続き、保健・医療・福祉・教育・労働などの各分野に渡るより一層の総合的な支援が必要とされることから、各関係機関がさらなる連携を深め、各施策を進めていきます。

【推進計画】
■精神保健に関する知識の普及・啓発【社会福祉課、保健相談センター】 ・市民が「こころの健康づくり」に関心を持ち、精神疾患の初期症状や前兆に対処できるよう、また、精神的な健康の保持増進ができるよう知識の普及・啓発を進めます。



・精神障がい者に対する誤解や偏見を是正し、社会参加に対する市民の関心と理解を深めるため、講演会や広報紙等で正しい知識の普及を図ります。 ・家族等に対して、精神疾患に関する知識や社会資源の活用等について学習する機会を設けます。 ・自殺対策に関する計画を策定し、うつ病対策や相談支援体制強化、知識の普及・啓発等を行います。
■相談・支援体制の整備【保健相談センター】 ・精神科医師による、本人や家族、関係者に対する精神保健相談日を開設し、早期相談・支援体制の強化を図ります。 ・精神保健福祉士や保健師が面接・訪問・電話による相談・支援を随時行うとともに、保健所や医療機関、地域関係者等との連携を図ります。
■社会復帰対策の促進【保健相談センター】 回復途上にある精神障がい者を対象に、ソーシャルクラブ(社会復帰支援事業)を定期的開催し、社会復帰のための訓練を行い、社会的自立の促進を図ります。在宅の精神障がい者をはじめ、障がい者の生活支援・相談などを行うNPO等と連携し、社会復帰の促進に努めます。
■家族会などへの支援の充実【社会福祉課、社会福祉協議会、保健相談センター】 家族会やボランティア団体等の諸活動に対して、必要な助言、援助を行い、支援の充実に努めます。
■精神障がい者保健福祉手帳の周知【社会福祉課】 精神障がい者が様々なサービスが利用できるよう、精神障がい者保健福祉手帳について周知に努めます。
■人材の確保【社会福祉課、保健相談センター】 精神保健活動をより一層充実させるため、精神保健福祉士や保健師など専門スタッフの人材確保と資質の向上に努めます。
■自立支援医療費（精神通院医療）支給制度の周知【社会福祉課】 精神障がい者の適正な医療を普及し、早期発見・早期治療及び再発予防などの効果を高めるため、埼玉県自立支援医療費（精神通院医療）支給制度の周知を図り、利用の促進に努めます。



目標3 福祉サービスの充実

～いつでも必要なサービスが受けられる福祉を目指して～

(1) 総合相談援助システムの構築

【施策の方向】

障がい者の自己決定を尊重し、地域で生活する障がい者を支援するうえで相談業務が果たす役割は重要であり、身近な相談支援体制の構築を図ります。

また、ニーズの把握は、福祉資源・サービスの活用や福祉施策へ反映させるためには欠くことができません。障がい者実態調査や日々の相談業務などから障がい者のニーズを的確に把握し、様々な障がい種別に対応した総合的な相談支援体制の充実を図ります。

【推進計画】

■相談体制の充実【社会福祉課】

障がい者の状況に応じた適切な相談・指導ができる体制や必要な保健・福祉サービスなどが的確に提供される体制づくりに努めます。

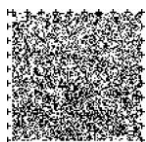
■障がい者相談機能の強化【社会福祉課】

障がい者相談支援に関する各種事業の強化を図るとともに、各種事業の連携やネットワークを構築し、相談対応の基盤整備を進めます。

■相談体制の充実ネットワーク化

【社会福祉課、子育て応援課、長寿いきがい課、保健相談センター】

多岐多様にわたる相談ニーズに対応するとともに、専門職の知識・技能を生かした相談を行い、各種相談窓口の充実に努めるとともに、地域包括支援センター、保健相談センター、家庭児童相談室、保健所など関係機関の連携を強化し、相談体制のネットワーク化を図ります。



(2) 障がい福祉サービスの充実

【施策の方向】

障がい者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスの充実を図ります。

【推進計画】

■障がい福祉計画の推進【社会福祉課】

第5期障がい福祉計画に基づき、各種サービスの充実を図ります。

(3) 生活安定のための施策の充実

【施策の方向】

障がい基礎年金は、国民年金の被保険者期間中、または被保険者資格を失った後でも、原則として、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日がある病気やけがにより障がい者となり、日常生活に制限を受ける状態になったとき支給される年金です。平成29年現在、障がい基礎年金の受給額は以下のとおりです。

1級障がいの場合、年額97万4,125円（月額8万1,177円）＋子の加算額

2級障がいの場合、年額77万9,300円（月額6万4,941円）＋子の加算額

子の加算額は1人目・2人目の子（1人につき）22万4,300円、3人目以降の子（1人につき）7万4,800円です。

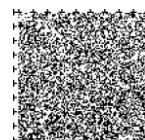
市では、申請等を受理し、日本年金機構に報告しています。審査・認定・支給事務は日本年金機構が行います。

今後も、支給の対象者に対して必要な情報を提供し、必要な年金、各種手当の給付が受けられるよう努めます。

【推進計画】

■各種年金、手当の支給【健康支援課、社会福祉課】

障がい基礎年金や在宅重度心身障がい者手当、特別障がい者手当などについて、適切に申請がなされるよう制度の周知に努めます。



目標4 教育・育成の充実

～一人一人の個性を大切にする教育・育成を目指して～

(1) 就学前援助の充実

【施策の方向】

生まれつきの特性を持つ発達障がいにおいては、個人差が大きく、幼児のうちから症状が現れ、通常の育児ではうまくいかないことがあります。このため、乳幼児期の早期に発見し、専門家のサポートを受けながらその成長を見守る相談・支援体制の構築が必要とされています。

出産時及び0歳～5歳までの乳幼児期が障がい発症期のピークの一つに挙げられており、この時期における障がいの早期発見が特に重要であると言われています。このため、乳幼児期における健康診査や早期療育の充実を図るとともに、障がいのある子どもやそれを支える保護者に対する、乳幼児期から一貫した相談体制の構築が必要とされます。

市では、未就園児を対象とした子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる施設である地域子育て支援センターを設置しています。これらの子育て支援の延長上に、相談や情報提供が出来る場を設けることで、相談業務の充実を図ります。

また、保育所の障がい児受け入れ体制の充実・強化も緊急の課題となっています。各関係機関において、心身障がい児の保護者が早期から教育相談や指導を受けられるよう支援体制の充実を図ります。

【推進計画】

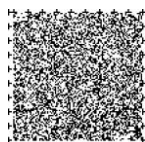
■乳幼児期から一貫した相談体制の構築

【社会福祉課、子育て応援課、保健相談センター、学校教育課】

障がい者相談支援センター、地域子育て支援センター及び保健相談センターが連携し、それぞれが行う相談支援事業を通じ、障がいの早期発見に努め、障がいに応じた学校教育が円滑に受けられるよう支援します。

■心身障がい児保育の充実【子育て応援課】

保育士の確保や資質の向上など、保育所における障がい児受け入れ体制の整備を推進するとともに、障がい児の受け入れを積極的に進めます。また、障がいのない児童とのふれあいの中で統合保育を行い、障がいのある児童と障がいのない児童の相互の理解や思いやりの心を育てるとともに、心身障がい児の健やかな成長・発達の促進に努めます。



【推進計画】

■成長を共に見守る場の充実【子育て応援課、保健相談センター】

心身の発達がやや緩やかな就学前の児童に対し、保護者とともに通室し、遊びや小集団での活動の場を確保し、個々の発達に応じた指導などを充実し、児童の心身の発達に対する支援と福祉の増進に努めます。

（２）学校教育の充実

【施策の方向】

日高市就学支援委員会の活動を通じ、適正な就学支援を推進しています。また、障がいの種別に応じた教育を受けられるよう、特別支援教育における指導の充実を図るとともに、通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもたちのために、通級による指導の充実、特別支援教育支援員の配置を行うとともに、特別支援教育に関わる教員への専門的な知識と技術を系統的に習得するために専門研修の機会の充実を図っています。

さらに、特別支援学校児童・生徒と学校児童・生徒の交流のため、支援籍学習の推進及び、小学校においては、日高特別支援学校との交流会を実施しています。

埼玉県では、全国をリードする取組の中の一つであるインクルーシブ教育を推進しており、今後、学校においては、特別支援学校との更なる支援籍学習や特別支援学級在籍児童・生徒の通常学級における交流学习の推進、人権教育や福祉教育の視点に立った障がい者理解の促進などを図っていくことが必要です。また、教育委員会においては、就学支援委員会の役割や活動内容の充実に向けての更なる検討や、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を充実させるため、人的支援や研修機会の提供を推進していくことが必要です。

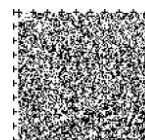
【推進計画】

■一人一人の教育的ニーズに応じた就学支援の充実【学校教育課】

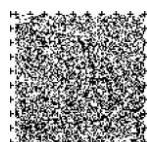
日高市就学支援委員会の組織と活動の充実を図り、他機関との連携を深めながら一人一人の教育的ニーズに応じた就学支援の充実を図ります。

■個別支援を必要とする児童・生徒への教育内容の充実【学校教育課】

特別支援学級在籍児童・生徒のための個別の支援計画を作成するとともに、通常学級在籍で個別支援を必要とする児童・生徒に対しても作成し、継続した個別支援を進めます。



【推進計画】
■放課後児童健全育成の充実【子育て応援課】 学童保育室における障がい児については、保護者の理解と協力を求めながら、柔軟な受け入れに努めます。また、障がい児の心身の健全育成が図れるよう、受け入れ児童数に応じた放課後児童支援員（または補助員）の適正配置に努めます。
■特別支援学級の整備充実【学校教育課】 障がいに応じた教育、一人一人の教育的ニーズに応じた教育が推進されるよう、学校職員の研修を充実し、また教材・学校の教育環境の整備・充実を図ります。
■通常の学級在籍児童・生徒への支援の充実【学校教育課】 通常学級に在籍する障がいのある児童・生徒を支援するため、通級による指導の充実、特別支援学級支援員の配置、学校施設・設備の充実などに努めます。
■指導教員の専門性の充実【学校教育課】 障がいのある児童・生徒に対する適切な指導と必要な支援を行うため、学校職員の研修機会の充実を図ります。
■心身障がい児通学奨励費補助の充実【社会福祉課】 市内に在住し、特別支援学校に通学している18歳未満の子どもがいる世帯の経済的負担軽減を図るため、心身障がい児通学奨励費補助制度の周知を図り、適切な給付が確保されるよう努めます。
■特別支援学校との交流【学校教育課】 通常学級支援籍を推進し、特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住している地域の学校と交流を深めることができるように支援します。



(3) 生涯学習の充実

【施策の方向】

障がい者が安心して地域生活を送るためには、必要な情報が速やかに、分かりやすく提供されることが必要であり、障がいの特性に配慮した一層の工夫と細やかな情報提供が求められています。そのような中で、各種講座をはじめとした学習情報は、紙媒体の情報に加え、広報ひだかのＣＤ・カセットテープ版、県民だよりの点字版、ホームページの読み上げ機能など、視覚障がい者に配慮した情報提供を行っています。

また、学習支援体制では「生涯学習まちづくり出前講座」として、市職員や豊かな知識、優れた技能を持った方を出前講座講師に登録を行い、地域、団体の要請に対応しています。さらに、人権講演会等においては、手話通訳も実施しています。

今後は、民間を含めた、市内にある学習情報（学習内容、施設、資料、方法、人材、団体・サークル、資格取得）を必要に応じて提供できるよう努めます。

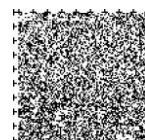
【推進計画】

■学習情報の提供【生涯学習課】

障がい者が、学習内容、施設、資料、講師情報、団体・サークル、資格取得などの学習活動に必要な情報を、いつでも入手できるように、情報提供の方法を検討します。

■学習支援体制の整備・充実【社会福祉課、生涯学習課】

「生涯学習まちづくり出前講座」を推進し、市民が生涯学習活動で得た知識や技能を講師として登録し、地域社会へ還元します。また、障がいのある人でも講座や講演会に参加できるよう、手話通訳の配置やバリアフリー対応の施設の活用を進めます。



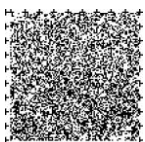
（４）図書館の充実

【施策の方向】

点字図書や録音図書の貸出サービスなどの障がい者サービスの一層の推進を図るとともに、障がいのある子どもの発達を促す効果も期待される布の絵本の整備・充実を推進します。

また、弱視者や高齢者へのサービスを主眼とした大活字本の充実を図ります。

【推進計画】
■視覚障がい者サービスの推進【図書館】 目の不自由な方などを対象に点字図書の拡充をはじめ、録音図書（朗読ＣＤ等）の製作を行い録音図書の充実を図ります。また、対面朗読や拡大読書器専用席を設けて読書にハンディキャップのある方に読書のサポートをします。
■「布の絵本」事業の推進【図書館】 触れて楽しむこともできる「布の絵本」の制作・閲覧・貸出を通じて、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての利用者に関かれた図書館サービスとして推進を図ります。
■大活字本の充実【図書館】 弱視の方や高齢者向けに大活字本の充実を図ります。
■盲人用郵便物制度の活用【図書館】 点字図書や録音図書などの貸し出しの際に、日本郵便の盲人用郵便物制度を活用します。



目標5 雇用・就労の促進 ～ともに働く喜びを目指して～

(1) 一般就労の促進

【施策の方向】

障がい者就労には、職場の環境整備とともに、障がい者雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。一方、障がい者の雇用の場が限られているため、障がい者が能力に応じて就労できるよう、関係機関と連携を図り、雇用の創出を促進していくことが必要です。障がいの有無に関わらず、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、福祉的就労から、一般就労への移行を促進します。

障がい者の就労を促進するために、障がい者雇用や職場環境整備に関する制度について啓発を行っていくとともに、障がい者が就労可能な職種の開発や相談の充実を図るため、関係機関との連携が重要です。

【推進計画】

■事業主、社会一般の理解と協力の促進【産業振興課、社会福祉課】

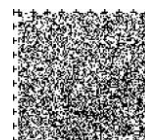
公共職業安定所や関係機関と連携を図り、事業所に対し障がい者雇用率制度、障がい者雇用に関する各種助成制度等の普及を推進するとともに、障がい者雇用の理解と協力を促進します。

■市職員の採用【総務課】

現在、障がい者雇用率制度の基準を達成できている状況ですが、今後もこの基準を達成できるよう、計画的な採用を推進します。

■適職の開発促進【産業振興課、社会福祉課】

公共職業安定所や関係機関等と連携を図り、障がい者を雇用する際の職場環境整備の助成制度の普及に努め、障がい者がその適性と能力に応じて働ける職場環境づくりを推進します。



（２）福祉的就労の場の確保と支援

【施策の方向】

一般就労をするうえでの必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練の場を確保することにより、一般就労に向けた活動を支援します。

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障がい者優先調達推進法）の施行に基づき、行政機関による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めます。

【推進計画】

■就労移行支援制度等の周知【社会福祉課】

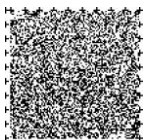
就労移行支援制度をはじめとした、障がい福祉サービス制度における就労系の訓練等給付制度の周知を図り、障がい者の就労を支援します。

■授産製品の販路拡大【社会福祉課】

就労継続支援事業所等で生産された製品の紹介、PR への協力など活動を支援するとともに、製品の販売拠点の運営等を支援します。

■行政機関による調達等の推進【管財課、社会福祉課】

障がい者優先調達推進法に基づき、障がい者施設等の行政機関からの受注機会拡大に取り組みます。



目標6 余暇活動・社会活動参加の促進

～うるおいのあるいきいきとした生活を目指して～

(1) 社会活動参加の促進

【施策の方向】

障がいのある人がその興味と適性に応じて様々な社会活動に参加し、生きがいを持って生活できるよう、移動手段の確保や、意思疎通のための支援、特別養護学校への通学奨励などの、社会参加の機会拡大のための支援を進めます。

また、共生社会を実現するため、日常生活や社会参加における障がい者等の活動や社会参加を制約している社会的障壁を取り除くための、合理的配慮の推進に努めます。

【推進計画】
■移動の支援【交通政策課、社会福祉協議会】 屋外での移動が困難な障がい者に対して、外出のための支援を行います。
■福祉タクシー利用料金の助成【交通政策課、社会福祉課】 重度心身障がい者に対し、福祉タクシーの利用料金の一部を助成することにより、社会生活圏の拡大を図ります。
■重度心身障がい者自動車等燃料費補助金の交付【社会福祉課】 重度心身障がい者に対し、日常生活において利用する自家用自動車の燃料費に要する経費を補助することにより、社会生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図ります。
■障がい者自動車運転免許取得費補助金・自動車改造費補助金の交付【社会福祉課】 障がい者に対し、普通自動車免許の取得に要する経費の一部を補助するとともに、自動車の改造に要する経費を補助することにより、社会参加を促進します。
■心身障がい児通学奨励費補助金の交付【社会福祉課】 特別支援学校に通学する児童の保護者に補助金を交付することにより、児童の通学を奨励します。



(2) スポーツ・レクリエーション、文化活動の振興

【施策の方向】

スポーツ・文化活動への参加は、障がい者の生活に、「ゆとり」や「生きがい」を与えます。
障がい者のスポーツ・文化活動への参加を積極的に促進し、地域社会との交流を進めます。

【推進計画】

■障がいの有無にかかわらず楽しむことができるスポーツの普及

【生涯学習課、社会福祉協議会】

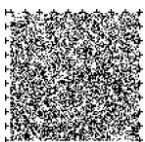
障がいの有無にかかわらず楽しむことができるスポーツの普及を図るため、各種用具の貸出のほか、日高市障がい者スポーツを進める会（HSS）による体験指導を実施します。

■福祉スポーツ大会の充実【生涯学習課、社会福祉協議会】

福祉スポーツ大会は、ボランティアが運営に関わり、障がいの程度や種類にかかわらず、参加者自身が自由に参加、交流、挑戦できるスポーツイベントです。今後も、障がい者スポーツ競技の紹介を行うなどで、充実を図ります。

■作品展等の開催の支援【社会福祉課、生涯学習課、社会福祉協議会】

障がい者の製作した芸術作品等を鑑賞できる機会を設けるため、公共施設での展示の支援や、各種イベントにおいて展示するブースの設置等を支援します。



目標7 生活環境の整備 ～すべての人にやさしいまちづくりを目指して～

(1) 福祉のまちづくりの推進

【施策の方向】

障がい者が暮らしやすい生活環境とは、誰もが暮らしやすい生活環境です。障がい者実態調査によると、身体障がい者手帳所持者では、外出をする上に気になったり、困ることとして、「疲れた時に休めるベンチが無い」に32.2%、「歩道などに段差が多い」に28.0%の回答がありました。障がい者が自由に外出して社会活動に参加するために、車椅子でも移動ができるよう、段差の解消、歩道の整備等のバリアフリー化が必要です。

「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」、「埼玉県高齢者、障がい者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」等に基づいて公共施設の整備を推進するとともに、障がい者が安全に外出し、活動できる環境の整備を進めます。

【推進計画】

■道路環境の整備【建設課】

障がい者や高齢者が安心して利用しやすい歩行空間を確保するため道路環境の改善を積極的に推進します。

■バリアフリーのまちづくり【都市計画課、交通政策課】

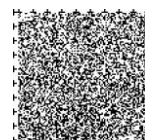
高麗川駅については、東口駅前広場整備及び駅周辺道路整備を推進しており、鉄道事業者と駅舎整備に係る合意形成が図れた後、駅舎建設等と併せて「高麗川駅周辺バリアフリー基本構想」の策定に向けて準備を進めます。

■公園施設の整備【都市計画課】

障がい者や高齢者が安心して利用しやすい公園を確保するため、都市公園の新設や改修等におけるバリアフリー化を推進します。

■駅周辺土地区画整理事業の推進【区画整理課】

武蔵高萩駅北土地区画整理事業を進めるに当たり、段差の解消や点字ブロックの設置等、障がい者や高齢者に配慮した安全で住みやすい都市形成を図ります。



【推進計画】
■障がい者用駐車場を利用しやすくする環境づくりの推進【社会福祉課、管財課】 障がい者用駐車場の設置目的や必要な方が駐車できなくて困っていることなどの理解を深めるとともに、障がい者用駐車場利用者の「マナーアップ」に取り組みます。

(2) 住宅施設の充実

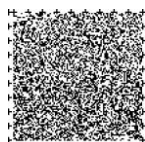
【施策の方向】

障がい者が地域社会の中で安心して生活するためには、住宅の改善・整備が必要です。

住宅は日常生活の基盤を形成するものですが、障がい者を取りまく住宅事情はまだ十分とは言えません。特に、家庭内での行動が自由に行えるよう、住宅の整備などについて居住条件に併せたきめ細やかな配慮が必要です。

障がい者に配慮された住宅についての相談を充実し、障がいの状況、介護の実態などに応じた住宅の建築・改造などに対して支援するため、住宅改善費の補助や住宅建築・改造の際の相談指導などを通して、経済的負担の軽減や住宅のバリアフリー化の促進に努めます。

【推進計画】
■重度身体障がい者居宅改善整備等の補助【社会福祉課】 重度身体障がい者の日常生活の利便性の向上を図るため、重度身体障がい者居宅改善整備費の補助制度の周知に努めます。

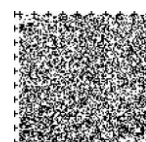


(3) コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化

【施策の方向】

障がい者が地域で円滑な生活を営むためには、ソフトなバリアフリー化として、十分なコミュニケーション手段の確保と適切な情報提供が必要です。このため、生活に必要な情報が障がいの有無に関わらず取得できるよう適切な情報提供に努めるとともに、手話通訳者などの養成・派遣、補聴器の給付を行うなど、意思疎通の困難な障がい者のコミュニケーションを支援します。

【推進計画】
■手話通訳者、手話奉仕員の養成【社会福祉課】 手話通訳者養成講習会等の開催等により、手話通訳者、手話奉仕員などの養成に努めます。また、事業の周知徹底により、利用の促進に努めます。
■声の広報の発行【社会福祉協議会】 視覚障がい者等のコミュニケーションを円滑に行うため、朗読ボランティアグループ「日高もくせいの会」の協力により、市広報紙、議会だより、社協だよりを吹き込む、声の広報の制作に努めます。また、利用対象者の拡大を呼びかけるとともに、音声データの電子化等を進めます。
■行政情報の点字化の推進【社会福祉課、社会福祉協議会】 視覚障がい者への情報提供のため、日高点字の会の協力により、情報の点字版の提供ができるよう努めます。
■講演会などにおける手話通訳者の派遣【社会福祉課】 市が主催する講演会などにおいて、聴覚障がい者が出席する場合は手話通訳者の配置に努めます。
■日常生活を容易にするための用具（補装具）の提供【社会福祉課】 携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、人工喉頭などの情報・意思疎通支援用具を、必要とする障がい者への提供を進めます。
■ウェブアクセシビリティの対応【市政情報課、社会福祉課】 障がい者や高齢者といったホームページ等の利用に何らかの制約のある人等が、ホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティの対応に努めます。



（４）防災・防犯体制の充実

【施策の方向】

要配慮者への防災対策として、高齢者や障がい者など、災害発生時に自力避難が困難な方々を名簿（避難行動要支援者名簿）に登録し、災害発生時の安否確認等に活用する避難行動要支援者支援制度を運用しており、自治会や民生委員等で共有しています。適切に運用し、高齢者や障がい者等について、引き続き情報共有への同意を促していく必要があります。

今後、大雨や大地震等による災害が発生した場合、市による対応だけでは円滑な災害対策を実施できないことが予想されます。このため、警察や消防などの防災関係機関との連携強化を継続するとともに、各地域の災害対応能力を向上させるためにも、引き続き自主防災組織の設立を促進し、災害時に有効な技術の指導等を充実させる必要があります。

また、ひとり暮らしや日中独居の障がい者の安全確保のため、関係機関や自治会等地域組織に働きかけ、見守り体制の確保を図ります。

【推進計画】

■避難行動要支援者支援制度の推進【危機管理課、社会福祉課、長寿いきがい課】

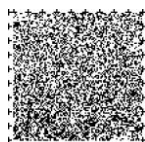
避難行動要支援者名簿を整備し、災害時に地域全体で被害を最小限に抑えるための体制整備を進めます。また、自分の連絡先やどんな支援が必要なのかを平常時からカードに書き込んで携帯する、ヘルプカードを作成します。

■災害発生時の避難誘導體制の推進【危機管理課】

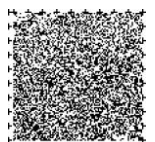
市が主催する安否確認訓練の実施に際し、避難行動要支援者名簿を活用するなど、市民の大規模災害時の安否確認体制の確立を図ります。また、災害時に開設する避難所（福祉避難所を含む）の運営マニュアルなどを作成し、災害の発生に備える体制を築きます。

■自主防災組織の育成【危機管理課】

自主防災組織の設立支援と育成を継続して実施することで、市内各地域における災害対応能力の向上を図ります。



【推進計画】
■救急医療情報キットの普及【長寿生きがい課、社会福祉課】 救急医療情報キット（氏名、緊急連絡先、かかりつけ医、病名など、居住者の個人情報を記載したもの）の普及を進めます。
■防犯・見守り活動の推進【福祉政策課、交通政策課、危機管理課、社会福祉協議会】 防犯パトロール等の地域安全活動を推進するとともに、支援の必要な方が地域で孤立しないよう民生委員・児童委員を中心とする見守り活動を推進します。
■緊急通報装置の貸与【社会福祉課】 重度心身障がい者のみの世帯に、緊急通報措置を貸与し、日常生活の安全確保を図ります。



目標8 権利擁護の体制整備

～いつまでも自分らしく幸せに暮らすことを目指して～

(1) 成年後見制度と日常生活自立支援事業の促進

【施策の方向】

障がい者実態調査によると、療育手帳所持者では、「保護者のなくなったあとのこと」への不安が68.5%と高くなっています。このような不安の解消を図るため、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりする「権利擁護」は、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートします。

こうした「権利擁護」の問題は、今後、支援が必要な人の増加など、その需要に対応する体制の整備が求められています。このため、障がい者への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用の促進をしていく必要があります。

【推進計画】

■権利擁護事業の活用促進【長寿生きがい課、社会福祉課】

精神障がいなどにより意思表示が困難な障がい者等の権利を擁護するために、成年後見制度があります。

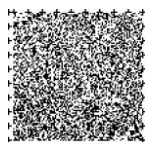
経済的な理由などで制度を利用できない方を対象とした「日高市成年後見制度利用支援事業」の普及と利用支援に取り組みます。

契約能力がある場合については、社会福祉協議会において、福祉サービス利用に関する手続き援助や日常的な金銭管理や各種申請などを支援する日常生活自立支援事業を行います。

■法人後見や市民後見人の養成【長寿生きがい課、社会福祉課、社会福祉協議会】

社会福祉協議会では、法人として後見の受任ができるように、法人後見に関する検討を関係機関とともに進めます。

また、市民後見人の養成については、社会福祉協議会と連携し研究を進めます。



（２）障がい者虐待防止対策の体制の構築

【施策の方向】

障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（障がい者虐待防止法）が平成 24 年 10 月 1 日に施行されたことに伴って、日高市は、障がい者虐待防止センターを開設し、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、迅速に対応できるよう備えています。

障がい者に対する虐待の防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るなど、障がい者虐待を防止するための体制を構築します。

また、虐待を受けた障がい者等の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な居室を確保します。

さらに、障がい者等が安心して生活できるように、権利擁護に関する職員研修を充実します。

【推進計画】

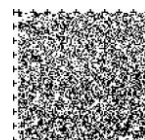
■障がい者虐待防止センターの設置【社会福祉課】

障がい者虐待防止センターでは、関係機関とのネットワークにより、虐待事例の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組む必要があります。

また、地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組とも連携しながら、効果的な体制を構築していきます。

■一時保護に必要な居室の確保【社会福祉課】

虐待を受けた障がい者等の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な居室を確保します。



目標9 差別解消の推進

～だれもが平等だと感じられるまちをめざして～

(1) 差別解消の推進

【施策の方向】

ノーマライゼーションを実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。「障がい者週間」、「人権週間」の周知や、障がいに関する講演会を開催する等、障がいを理由とする差別の解消に図るための啓発活動を推進します。

市では、「障がいを理由とする差別の解消の促進に関する法律」に基づき、職員に対しては適切に対応するために必要な研修を行い、市民や事業所に対しては、法の趣旨の普及啓発を図るとともに、障がい者及びその家族からの障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設置します。

【推進計画】

■市民への周知【社会福祉課】

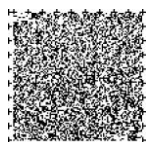
障がい者に関する啓発週間の機会をとらえ、法の趣旨等の啓発を講演会や市のホームページなどを通じて行います。

■事業所等への周知【社会福祉課】

企業や事業者に対して、差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の推進についての普及啓発に努めます。

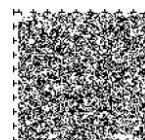
■差別解消のための相談体制の整備【社会福祉課】

障がいを理由とする差別解消のための相談体制の整備に努めます。



第4章 日高市障がい福祉計画

・障がい児福祉計画



第4章 日高市障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1節 基本理念・基本目標

障がい者基本法に基づく「日高市障がい者計画」の基本理念である、「共に生き、しあわせを感じる社会を目指して」を日高市障がい福祉計画・障がい児福祉計画3つの計画の共通の基本理念とします。

本計画においては、次の事項に配慮して具体的な障がい福祉サービスの効果的な実施を図ります。

第2節 計画に関する基本的な考え方

障がいの種別や程度を問わず、障がい者が可能な限り自らその居住する場所を選択し、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と積極的な社会参加・貢献の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援の提供体制の整備を推進します。

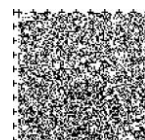
1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しながら、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

2 身近な地域における障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっており、引き続きその周知を図ります。さらに、難病患者等についても、引き続き法に基づく給付の対象となっていることの周知を図ります。

難病相談支援センター等において、難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障がい者福祉サービスの活用を促進します。



また、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次の取組等を計画的に推進します。

ア 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり

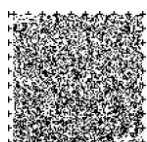
イ 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組

ウ 障がい児を地域において包括的に見守る仕組みづくり

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域生活への移行、自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等、緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保が求められており、サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりが必要です。今後、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化することが必要です。



また、こうした拠点等の整備に合わせて、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、自治体と精神科病院や地域援助事業者が連携し、地域精神保健医療福祉に一体的に取り組むことが必要です。

これを踏まえ、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

4 訪問系サービスの確保

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援）の確保に努め、障がいの種別に関わらず必要なサービスを受けられるよう支援します。

5 日中活動系サービスの確保

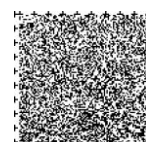
日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の確保に努め、障がい者（児）が希望するサービスを受けられるよう支援します。

6 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを提供し、障がい者等の地域における生活の維持及び継続が図られるように支援します。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域内で機能を集約し、グループホームまたは障がい者支援施設に付加した拠点（以下「地域生活支援拠点」という。）の整備を図ります。



7 福祉施設から一般就労への移行の推進

障がい者がその意欲と能力に応じて職業生活を設計・選択できるように、福祉と雇用の連携を充実させ、障がい者が自立して地域で暮らし、地域社会に貢献できる仕組みづくりを進めます。また、県及び関係機関との連携により、就労移行支援事業等を推進し、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の拡大を促進します。

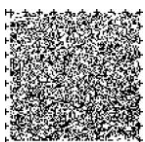
8 相談支援の提供体制の確保

障がい者等、とりわけ、重度の障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。また、相談支援事業者等は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保護、医療、福祉サービスにつなげる等行政機関その他関係機関との連携に努める必要があります。

このため、基幹相談支援センターを有効に活用し、福祉に関する各般の問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成などの相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、特定相談支援事業所の充実のため、必要な施策を確保します。

また、相談支援の提供体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がい者等及びその家族、関連する職務に従事する者などで構成される障がい者地域総合支援協議会を置きネットワークの強化を図ります。

支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がい者等及びその家族、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する者その他関係者による協議の場を設けます。



9 障がい児支援の提供体制の確保

(1) 障がい児支援の提供体制の確保

障がい児については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 2 条第 2 項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。

そのためには、乳幼児期から学校卒業まで、一貫した効果的な支援を、身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

障がい児が希望に沿った子ども・子育て支援等の利用が出来るよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れの体制整備を行います。

障がい児及びその家族が、障がいの疑いがある段階から、身近な場所で支援を利用できるように、障がい児相談支援を行います。

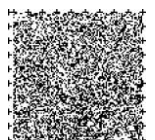
障がい種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を利用できるよう、障がい児通所支援等の充実を図ります。

また、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(2) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

ア 重度心身障がい児に対する支援体制の充実

重度心身障がい児が身近な地域において、児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用できるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。



イ 医療的ケアが必要な障がい児に対する支援体制の充実

医療的ケアが必要な障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援等の充実を図ります。さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築します。その際、医療的ケアが必要な障がい児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれることに留意します。

医療的ケアが必要な障がい児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、埼玉県西部障がい福祉圏域で、関連分野の支援を調整するコーディネーターとなる相談支援専門員等の配置を促進します。

ウ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実

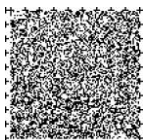
強度の行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

エ 虐待を受けた障がい児に対する支援体制の整備

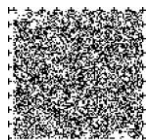
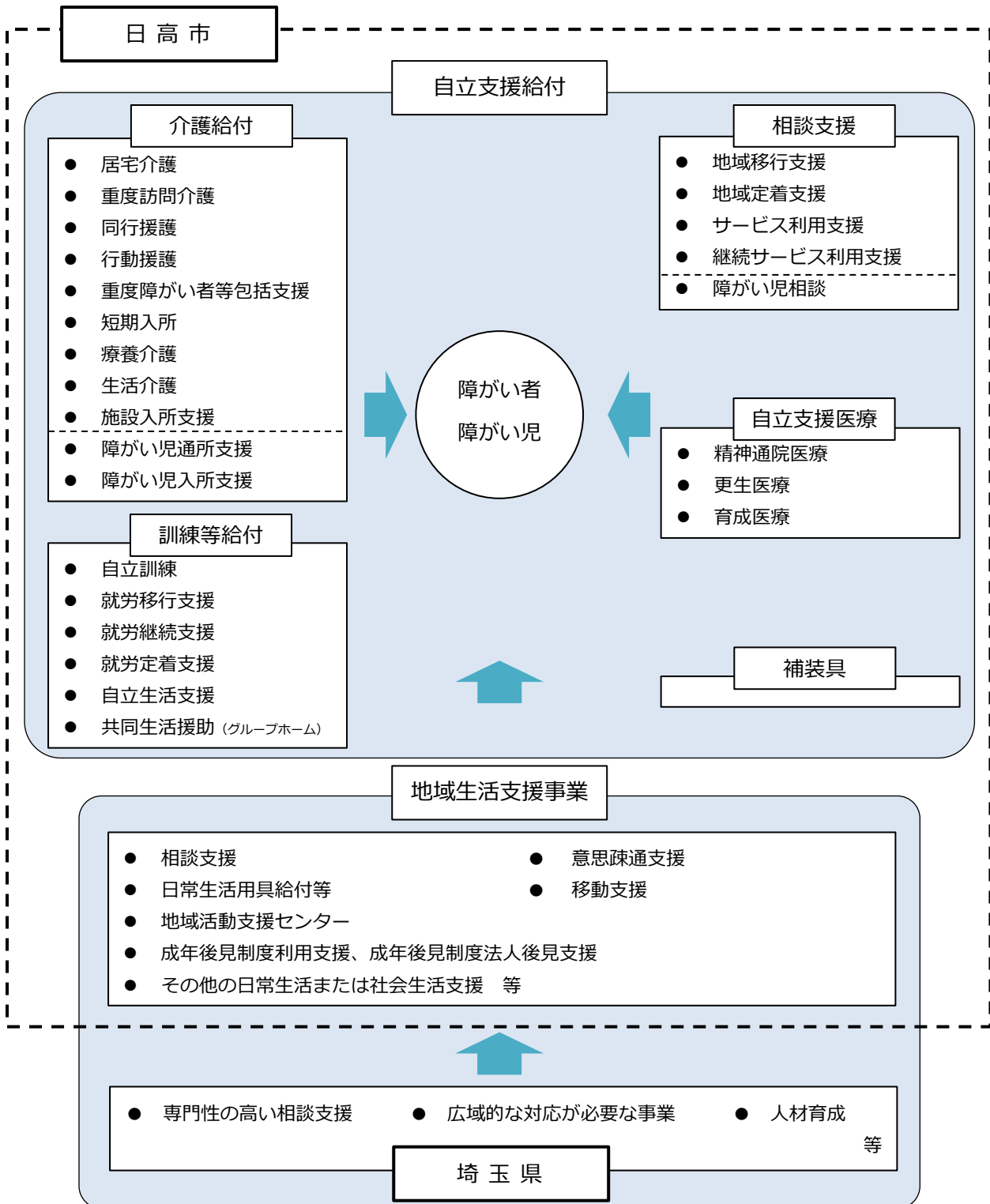
虐待を受けた障がい児に対して、小規模なグループによる支援や心理的なケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細かな支援を行うよう努めます。

(3) 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障がい児相談支援について、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。



【障がい者総合支援法、児童福祉法による、支援サービスの全体像】



10 平成 32 年度の数値目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成 28 年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で平成 32 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

地域生活への移行を進める観点から、国の基本指針においては、平成 28 年度末時点での施設入所者の 9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成 32 年度末の施設入所者数を平成 29 年度末時点の施設入所者から 2%以上削減することを基本としています。また、平成 29 年度末において、障がい福祉計画で定めた平成 29 年度末までの目標が達成されていないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とするとしています。

県では、国と同様に地域移行者数は 9%以上とする一方で、県内の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障がいや、重度の重複障がい等により地域生活が困難な待機者が多数いる状況であることから、入所者の削減数の数値目標は設定しないこととしています。

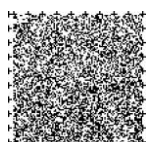
現状と課題

地域生活への移行を進めるためには、グループホームなどの居住の場の確保や、安心した暮らしを支える支援体制の整備を引き続き進めます。

目標値の設定

平成 28 年度末時点での施設入所者は 47 人となっています。しかしながら、施設入所待機者も入所できない状況であるため、平成 32 年度末までの地域生活移行を 5 人と設定します。

項目	数値	考え方
施設入所者数	47 人	平成 28 年度末時点の入所者数
【目標値】 目標年度地域生活移行者数	5 人	平成 32 年度末までの地域生活移行者数 地域生活への移行割合（9%）



（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

入院中の精神障がい者の退院に関する目標値として、入院後 3 か月、6 か月時点の退院率及び入院後 1 年時点での退院率並びに長期在院者数に関する目標値を設定します。

国の基本指針においては、①入院後 3 か月時点の退院率については、平成 32 年度における目標を 69%以上とし、②入院後 6 か月時点の退院率については、平成 32 年度における目標を 84%以上とし、③入院後 1 年時点での退院率については、平成 32 年度における目標を 90%以上、また、④長期在院者数については、平成 32 年度末時点の長期在院者数を平成 24 年末時点の長期在院者数から 65 歳以上は 7.5%以上、65 歳未満では 25.6%以上削減することを基本としています。県では、目標値は国の基本指針のとおりととしています。

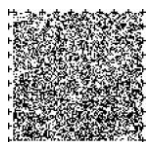
しかしながら、市では、精神障がい者についての入退院の実態は把握することは、対象施設が全国の病院等になるため困難です。そのため、目標値は設定しませんが、地域生活への移行を希望する方に対しての支援について、医療機関等と連携し実施します。

国・埼玉県では、平成 32 年度(2020 年度)末までに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、すべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を目標としています。

目標値の設定

国においては、平成 32 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数について、65 歳以上、65 歳未満の削減率をそれぞれ目標値として設定し、平成 32 年度の精神病床における入院後 3 か月時点の退院率は 69%以上、入院後 6 か月時点の退院率は 84%以上、入院後 1 年時点の退院率は 90%以上とするという目標が示されています。

しかしながら、入院中の精神障がい者数及び 1 年間における退院者数の現状値を日高市で把握することは、対象施設が全国の病院等となるため困難なため、目標値は設定することはできないものと考えます。



（３）地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、平成 29 年末現在市内にグループホームが 21 か所設置されており、定員は 79 名となっているところです。現時点では、地域生活支援拠点として位置づけるのではなく、グループホームのほか地域における複数の機関が相談支援専門員を中心とする連携のもとに障がい者等に対する支援体制を確保し、それぞれの機関が分担して機能を担う「面的な体制」の整備を行う必要があります。

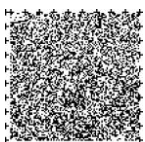
なお、国においては、地域生活支援拠点等を平成 32 年度までに、市町村又は障がい保健福祉圏域ごとに整備することが目標として示されています。

（４）福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本として、目標値を達成するために、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値（①就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること、②事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすること、就労支援定着支援事業による支援開始から 1 年後の職場定着率を 8 割以上にするを基本とする。）を設定することとしています。

県では、目標値は国の基本指針のとおりととしています。



現状と課題

平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人は 5 人でした。今後、一般就労への移行を推進するためには、就労支援センターによる一般就労への移行の取組みを進めるとともに、公共職業安定所（ハローワーク）や企業、学校などの関係機関との連携をより一層強め、就労を支援するための施策の拡充強化を図ることが必要です。

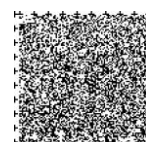
目標値の設定

関係機関との連携及び就労支援を充実させ、平成 32 年度末までに 8 人の一般就労への移行を目指します。

項 目	数 値	考え方
一般就労移行者数	5 人	平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	8 人	平成 32 年度（実績×1.5） 平成 28 年度の一般就労への移行実績を 5 割以上増やす（国・県）

※一般就労した者とは、一般企業に就職した者、在宅就労した者及び自ら起業した者をいいます。

項 目	数 値	考え方
就労移行支援事業利用者数	19 人	平成 28 年度末時点の利用者数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	23 人	平成 32 年度末時点の利用者数（実績×1.2） 利用者の増加割合 2 割以上（国・県）
就労移行率が 3 割以上の事業所	2 施設	平成 28 年度末時点
【目標値】 就労移行率が 3 割以上の事業所	2 施設	平成 32 年度末時点の就労移行支援事業所数 就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする（国・県）



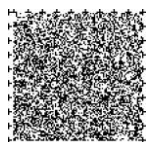
（５）障がい児支援の提供体制の整備等

国においては、平成 32 年度末までに市町村又は障がい保健福祉圏域ごとに、各種障がい児支援の提供体制の整備を行うことが目標として示されています。

平成 32 年度末までに、市町村又は障がい保健福祉圏域ごとに整備するものとしては、児童発達支援センターの設置、重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備が目標として示されています。

平成 30 年度末までに、医療的ケアが必要な障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場を設けることが目標として示されています。

また、平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが目標として示されています。



第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

■訪問系

- ◆ 居宅介護
- ◆ 重度訪問介護
- ◆ 同行援護
- ◆ 行動援護
- ◆ 重度障がい者等包括支援

■日中活動系

- ◆ 生活介護
- ◆ 自立訓練（機能訓練）
- ◆ 自立訓練（生活訓練）
- ◆ 自立訓練（宿泊型）
- ◆ 就労移行支援
- ◆ 就労継続支援（A型）
- ◆ 就労継続支援（B型）
- ◆ 就労定着支援
- ◆ 療養介護
- ◆ 短期入所（ショートステイ）
（福祉型、医療型）

■居住支援・施設系

- ◆ 自立生活支援
- ◆ 共同生活支援（グループホーム）
- ◆ 施設入所支援

■相談支援

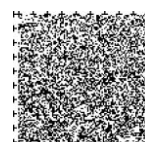
- ◆ 計画相談支援
- ◆ 地域移行支援・地域定着支援

■地域生活支援事業

- ◆ 理解促進・研修啓発事業
- ◆ 自発的活動支援事業
- ◆ 相談支援事業
- ◆ 成年後見制度利用支援事業
- ◆ 成年後見制度法人後見支援
- ◆ 意思疎通支援事業
- ◆ 日常生活用具給付事業
- ◆ 手話奉仕員養成研修事業
- ◆ 移動支援事業
- ◆ 地域活動支援センター事業
- ◆ その他事業（市町村任意事業）

■障がい児支援

- ◆ 児童発達支援
- ◆ 放課後等デイサービス
- ◆ 保育所等訪問支援
- ◆ 医療型児童発達支援
- ◆ 障がい児相談支援



第3節 「障がい福祉サービス」の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

1 訪問系

(1) 居宅介護

障がい者（児）を対象に、家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除などの家事援助を行うなど、自宅での生活全般にわたるサービスです。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、重度の知的障がい者・精神障がい者等で常時介護を必要とする人を対象に、家庭にヘルパーを派遣して、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時等において、その障がい者に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆や代読含む）とともに、移動の援護等の支援を行います。

(4) 行動援護

知的障がい（児）者であって自閉症やてんかんなどの症状のある重度の人、精神障がい者で統合失調症などのある重度の人を対象に、行動時の危険などを回避するための必要な援護、移動中の介護等を行うサービスです。

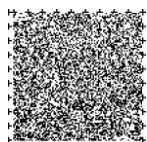
(5) 重度障がい者等包括支援

障がい支援区分 6 に該当し、常に介護が必要であり、介護の必要性が非常に高い障がい者を対象に、居宅介護などの福祉のサービスを組み合わせて包括的に提供するサービスです。

現状と課題

訪問系サービスは、障がいのある人の地域生活を支える基本的な事業となるものです。利用実績は、平成 27 年度以降やや増加しています。

今後も、障がいのある人の地域生活を支える訪問系サービスの利用促進、供給体制の拡充を図ります。



サービス見込量

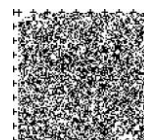
居宅介護、同行援護、行動援護において、利用に大きな変化のないことを勘案し見込み量を設定します。

区 分	利用実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	1,106 時間	1,127 時間	1,053 時間	1,072 時間	1,072 時間	1,072 時間
	71 人	67 人	65 人	66 人	66 人	66 人

注 1) 実績値及び見込みは月あたり（以下表、同様）

注 2) 「時間」とは、平均的な月間のサービス提供時間をいう

注 3) 平成 29 年度実績は、5 か月分の実績から実績見込みを算出（以下表、同様）



2 日中活動系

(1) 生活介護

常時介護を必要とする障がい者で、障がい程度区分3以上(50歳以上の場合は区分2以上)である人に対し、昼間において、施設などで入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。

現状と課題

生活介護は、平成28年度では90人の利用となっています。今後は、利用者のニーズに対応した活動内容の充実が求められます。

サービス見込み

平成27年度から平成28年度にかけ利用者が増加しています。今後も、利用の増加を勘案し見込み量を設定します。

区 分	利用実績			見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
生活介護	1,618人日分	1,833人日分	1,912人日分	1,844人日分	1,908人日分	1,929人日分
	84人	92人	91人	91人	94人	95人

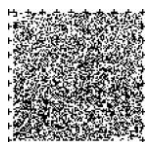
注)「人日分」とは、「人日分」＝「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

「機能訓練」は、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を提供するサービスです。

「生活訓練」は、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練などを提供するサービスです。ともに障がいの区別なく利用ができます。

「宿泊型」では、自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している人等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練などを提供するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。



現状と課題

自立訓練のうち機能訓練の利用はなく、生活訓練の利用者は増加しています。

サービス見込量

自立訓練については、生活訓練において利用が増加しています。また、宿泊型についても利用が増加しています。平成 30 年度以降は、利用動向を勘案し見込み量を設定します。

区 分	利用実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
自立訓練（機能訓練）	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
自立訓練（生活訓練）	174 人日分	177 人日分	216 人日分	210 人日分	210 人日分	210 人日分
	20 人	11 人	13 人	13 人	13 人	13 人
自立訓練（宿泊型）	74 人日分	149 人日分	152 人日分	180 人日分	180 人日分	180 人日分
	4 人	5 人	5 人	6 人	6 人	6 人

（３）就労移行支援

一般就労を希望し、実習や職場探しを通じて適性に合った職場への就労などが見込まれる 65 歳未満の障がい者を対象に、有期限（基本は 24 か月）のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要となる知識や能力の向上のための必要な訓練などを提供するサービスです。

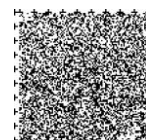
現状と課題

全体的には利用者数は増加傾向にあります。

サービス見込量

平成 27 年度から平成 28 年度にかけ利用者が増加しています。今後も、利用の増加を勘案し見込み量を設定します。

区 分	利用実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
就労移行支援	72 人日分	188 人日分	253 人日分	318 人日分	320 人日分	331 人日分
	15 人	13 人	16 人	20 人	22 人	25 人



(4) 就労継続支援

[A 型（雇用型）]

就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、特別支援学校を卒業後に就職活動をしたが雇用に結びつかなかった人などを対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供するサービスです。

[B 型（非雇用型）]

年齢や体力の面から就労が困難な障がい者、就労移行支援事業などを利用したが雇用に結びつかなかった障がい者を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供するサービスです。

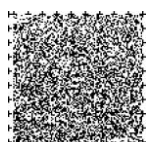
現状と課題

平成 28 年度の就労継続支援（A 型）の利用人数は 8 名となっていますが、近年では増加傾向となっています。また、就労継続支援（B 型）の利用人数は A 型と比べ多く、平成 28 年度では 100 名を超えています。今後は、就労継続支援（A 型）事業所の拡充とともに利用者の増加が求められています。

サービス見込量

平成 30 年度以降は、A 型、B 型ともに利用増加を勘案し見込み量を設定します。

区 分	利用実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
就労継続支援 (A 型)	93 人日分	146 人日分	214 人日分	230 人日分	250 人日分	268 人日分
	8 人	8 人	11 人	12 人	13 人	14 人
就労継続支援 (B 型)	1,581 人日分	1,769 人日分	1,788 人日分	1,807 人日分	1,830 人日分	1,847 人日分
	100 人	101 人	101 人	101 人	102 人	103 人



（５）就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障がい者が増加している中で、今後、在職障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられています。このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。

現状と課題

平成 30 年 4 月 1 日施行となる改正障がい者総合支援法創設されるサービスです。

サービス見込量

平成 30 年度以降は、一般就労への移行者数等を勘案し見込み量を設定します。

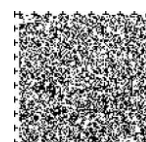
区 分	利用実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
就労定着支援	－人	－人	－人	0 人	0 人	0 人

（６）療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする(1) 筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障がい支援区分が区分 6、(2) 筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者であって、障がい支援区分が区分 5 以上の人を対象に、医療機関などにおいて機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上のサービスを提供するサービスです。

現状と課題

療養介護の利用人数は各年度ともに 13 名程度となっています。



サービス見込量

平成 28 年度以降利用者数はほぼ横ばいで推移しています。平成 30 年度以降は、利用動向を勘案し見込み量を設定します。

区 分	利用実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
療養介護	184 人分	393 人分	388 人分	387 人分	389 分	389 人分
	7 人	13 人	13 人	13 人	13 人	13 人

注)「人分」とは、月間の利用人数

(7) 短期入所

介助者の病気などの理由により障がい者の介助ができなくなった場合、障がい支援区分 1 以上の障がい者及び障がい児を対象に、夜間を含めて施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。

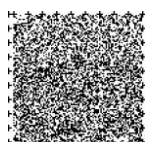
現状と課題

短期入所の利用人数は各年度ともに約 10 人となっています。今後も緊急時等の利用に対応できるようサービスを確保していく必要があります。

サービス見込量

平成 30 年度以降は、平成 27 年度以降の実績を勘案し見込み量を設定します。

区 分	利用実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
短期入所 (福祉型、医療型)	43 人日分	51 人日分	45 人日分	45 人日分	44 人日分	44 人日分
	10 人	12 人	10 人	10 人	10 人	10 人



3 居住支援・施設系

(1) 自立生活支援

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に対して、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定に期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

現状と課題

平成 30 年 4 月 1 日施行となる改正障がい者総合支援法で創設されるサービスです。

サービス見込量

平成 30 年度以降は、福祉施設から地域生活への移行者数等を勘案し見込み量を設定します。

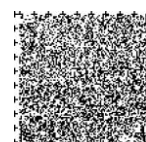
区 分	利用実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
自立生活援助	一人	一人	一人	0 人	0 人	0 人

(2) 共同生活援助（グループホーム）

障がい支援区分にかかわらず、主として夜間共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事提供などの介護や日常生活上の支援を行うサービスです。

現状と課題

共同生活援助（グループホーム）の利用者数は、平成 27 年度以降増加しています。今後も地域移行を促進する観点から、広域的な連携も含めサービス提供体制の充実を図る必要があります。



サービス見込量

平成 30 年度以降は、今後の施設整備や利用増加を勘案し見込み量を設定します。

区 分	利用実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
共同生活援助 (グループホーム)	56 人	52 人	54 人	55 人	56 人	58 人

(3) 施設入所支援

生活介護を受けている障がい支援区分 4 (50 歳以上は 3) 以上の障がい者や、自立訓練・就労移行支援を利用している障がい者の中で単身の生活が困難な人、または、様々な事情により通所が困難な人を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事などの日常生活上の世話を行うサービスです。

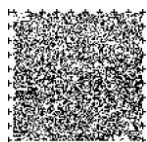
現状と課題

施設入所支援の利用者数は、各年度ともに 45 人程度で推移しています。施設入所については、待機者も多いことから地域移行の可能な入所者の地域生活への移行を支援するとともに、待機している障がい者が入所できるよう調整を進める必要があります。

サービス見込量

平成 30 年度以降は、平成 27 年度以降の実績等を勘案し見込み量を設定します。

区 分	利用実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
施設入所支援	45 人	45 人	47 人	47 人	47 人	47 人



4 相談支援

(1) 計画相談支援（サービス利用計画書の作成）

入院・入所している障がい者が、地域生活へ移行する際に計画的・包括的な支援を必要とする場合や、支給決定利用者であって複数のサービスを組み合わせて利用する必要のある障がい者に対して、計画的なプログラムの作成を行うサービスです。

サービス等利用計画の作成については、平成 27 年度からすべての障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者が対象となりました。利用者の状態像や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障がい福祉サービス等が提供されるよう総合的な支援を行うとともに利用者の生活状況を定期的に確認したうえで、必要に応じた見直しを行っていきます。

現状と課題

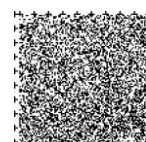
計画相談支援については、平成 27 年度において支給決定を受けるすべての利用者が対象になっています。市内では 4 事業所が指定を受けており、近隣の事業所とも協力して計画作成を行っています。相談支援専門員の不足が懸念されています。

また、計画の作成にあたっては、エンパワメント（本人の持っている能力を発揮できるようにすること）の視点やアドボカシー（権利擁護）の視点に基づくサービス等利用計画の作成時のアセスメントやその後のモニタリングを通じて、利用者本人のあるべき生活を実現していく必要があります。今後、相談支援専門員の養成や資質の向上が必要になっています。

サービス見込量

平成 30 年度以降は、計画相談支援が必要な人数を勘案し見込み量を設定します。

区 分	利用実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
サービス利用計画作成 （計画相談支援）	19 人	32 人	44 人	41 人	42 人	42 人



（２）地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援は、障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がい者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。

また、地域定着支援は、居宅で一人暮らしをしている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うものです。現に地域生活を送っている障がい者がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域定着支援の提供体制の充実を図っていくことが重要です。

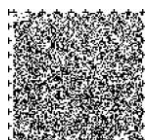
現状と課題

地域移行支援の利用者数は、平成 28 年度は 0 人となっています。今後は、施設入所者等の地域移行を進める観点から、支援体制の充実が求められています。

サービス見込み

地域移行・地域定着支援事業については、サービス提供可能な一般相談支援事業者が少ないことを勘案して見込み量を設定しています。

区 分	利用実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
地域移行支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
地域定着支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人



第4節 「地域生活支援事業」の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置づけられています。市の必須事業としては、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業が挙げられます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

区 分	見込み		
	30 年度	31 年度	32 年度
理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)	○	○	○

注)「○」は、実施又は設置

(2) 自発的活動支援事業

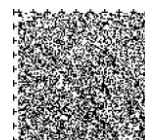
障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

区 分	見込み		
	30 年度	31 年度	32 年度
自発的活動支援事業 (実施の有無)	○	○	○

(3) 相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

障がい者やその家族などの保健福祉に対する相談に応じ、障がい福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連携し、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。



② 基幹相談支援センター

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対する相談支援体制の充実・強化を図るため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを平成 25 年度から 1 箇所設置しています。今後は、県と連携し、その役割に応じて人材の育成支援、専門的な指導や助言等の他、社会的基盤の整備の実情を把握し、必要な施策を確保しながら、これらの取組を効果的に進めるために、基幹相談支援センターや協議会を有効に活用していく必要があります。

③ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による公営住宅及び民間の賃貸住宅に入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談、助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

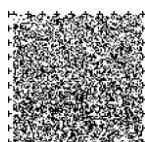
現状と課題

市では、平成 25 年度に日高市障がい者相談支援センターを設置し、入間西障がい者基幹相談支援センターにおいても障がい者相談支援事業を実施しています。障がい者等、とりわけ重度の障がい者等が地域において自立した日常生活・社会生活を営むためには、地域相談支援や障がい福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

サービス見込量

今後も、日高市障がい者相談支援センターや入間西障がい者基幹相談支援センター等において相談支援事業を実施します。

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
障がい者相談支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センター等強化事業 (実施の有無)	○	○	○	○	○	○
住宅入居等支援事業 (実施の有無)	—	—	—	○	○	○



（４）成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援

権利擁護の推進の取組として、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者、精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を促進し、利用方法等の周知を図るとともに、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部または一部を助成するサービスです。また、社会福祉協議会の行っている日常生活自立支援事業等関連事業の周知と成年後見人の養成をはじめとする人的支援の仕組みづくりに努めます。

さらに、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

区 分	利用実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
成年後見制度利用支援事業 （実利用件数）	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
成年後見制度法人後見支援制度 （実施の有無）	—	—	—	—	—	—

（５）意思疎通支援事業

聴覚障がいや言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思の疎通が困難な障がい者に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、障がい者とその周りの人の意思疎通を円滑なものにします。

現状と課題

手話通訳者派遣事業の利用は増加傾向となっていますが、要約筆記者派遣事業については利用実績がありません。今後の利用者増加に対応するため、手話通訳、要約筆記の委託事業を継続すると共に体制の確保に努めます。

サービス見込量

手話通訳者派遣事業の利用増加に対応します。

区 分	利用実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 （実利用件数）	110 件	108 件	120 件	120 件	120 件	120 件

※平成 29 年度は見込み値



（６）日常生活用具給付等事業

重度の障がい者（児）であって当該用具を必要とする者を対象に、日常生活に必要な用具を給付または貸与するサービスです。

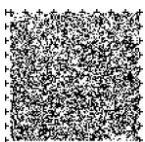
現状と課題

排泄管理支援用具は多くの利用がありますが、その他の事業は概ね 10 件程度～数件の利用となっています。制度の周知とともに、今後の利用者増加に対応することが必要です。

サービス見込み

これまでの利用者数の現状、今後の利用者数の増加を勘案してサービス見込み量を設定します。

区 分	利用実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
①介護・訓練支援用具	4 件	9 件	10 件	10 件	11 件	11 件
②自立生活支援用具	8 件	6 件	10 件	10 件	11 件	11 件
③在宅療養等支援用具	2 件	5 件	5 件	6 件	6 件	6 件
④情報・意思疎通支援用具	8 件	6 件	10 件	10 件	11 件	11 件
⑤排泄管理支援用具	1, 221 件	1, 255 件	1, 300 件	1, 325 件	1, 335 件	1, 345 件
⑥居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	6 件	2 件	5 件	6 件	6 件	6 件



(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進や市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

区 分	利用実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
手話奉仕員養成研修事業 (登録者数)	5 人	17 人	10 人	10 人	10 人	10 人

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上に必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を行います。

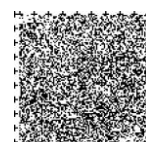
現状と課題

移動支援事業の利用者数は、同行援護や行動援護の制度化とともに利用が落ち着いています。しかしながら利用のニーズはあることから、今後も制度の周知を図り、障がい者の社会参加のための移動支援の充実が必要です。

サービス見込量

移動支援事業については、利用者の増加が落ち着いていることから、現在の利用状況を勘案して設定します。

区 分	利用実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数	68 人	84 人	85 人	85 人	90 人	90 人
延べ利用時間数	2,131 時間	2,020 時間	2,000 時間	2,100 時間	2,200 時間	2,200 時間



（９）地域活動支援センター

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が通うことによって、社会との交流の促進、地域生活と活動の支援を促進する事業です。

現状と課題

現在は市内２か所、市外２か所の施設において事業を実施しています。

サービス見込量

これまでの利用者数の現状、今後の利用者数の増加を勘案してサービス見込み量を設定します。

区 分	利用実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
実利用者数	30 人	33 人	35 人	35 人	38 人	40 人

（１０）その他の事業（市町村任意事業）

① 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴することが困難な重度身体障がい者の家庭を訪問し、移動浴槽車または居宅の浴槽において入浴サービスを行うことにより、重度身体障がい者の健康管理を図ることを目的としています。

② 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している身体障がい者、更生援護施設に入所している人に対し、更生訓練のための経費を支給して社会復帰促進を図ります。

③ 日中一時支援事業

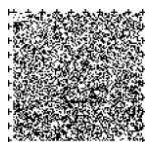
障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を図ります。

④ 自動車運転免許取得費助成事業

障がい者に対し、普通自動車運転免許の取得に要する経費の一部を補助し、社会参加の支援をします。

⑤ 自動車改造費助成事業

障がい者に対し、自動車の改造に要する経費の一部を補助し、社会参加の促進を図ります。



⑥ 自動車等燃料費の補助

重度心身障がい者に対し、日常生活において利用する自家用自動車等の燃料費に要する経費を補助することにより、社会生活圏の拡大及び経済的負担の軽減を図ります。

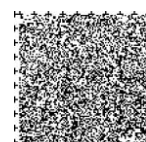
⑦ 福祉タクシー利用券の交付

重度心身障がい者に対し、福祉タクシー利用料金の一部を助成することにより、重度心身障がい者の社会生活圏の拡大を図ります。

⑧ 日高市障がい者地域総合支援協議会

日高市障がい者地域総合支援協議会では、関係者の有機的な連携のもとで、地域の課題についての情報を共有し、相談事業の評価や困難事例への対応等に係る協議・調整など様々な課題の改善に取り組むとともに、部会の開催を通じた活性化や専門機関との連携の確保に努めていきます。

また、障がい児のライフステージに応じた適切な相談支援や、協議会を中心とした地域の関係機関によるネットワークを構築するなかで、障がいのある人等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応と再発防止等についてのシステムの整備を行います。



第5節 「障がい児支援」の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

子ども・子育て支援法に定められている「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」という理念に基づき、障がい児福祉計画においても「日高市子ども・子育て支援事業計画」及び「埼玉県子ども・子育て支援事業支援計画」と調和が保たれたものとする必要があります。

よって、障がい児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図るとともに、教育・保育等の利用状況も考慮しながら、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援を確保していきます。また、障がい児の早期発見、支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図ることも重要です。

そして、共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を障がい児及びその家族に対して身近な場所で提供する体制を構築していきます。

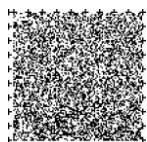
1 障がい児支援

(1) 児童発達支援

児童発達支援は、身近な地域の障がい児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障がい児への支援だけでなく、地域の障がい児、その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障がい児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応します。

児童発達支援センターについては、光の家療育センターが指定を受けており、また発達障がいの診療・療育の拠点として埼玉県から中核発達支援センターとして位置づけられています。

地域における障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の充実を支援するとともに、児童発達支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的に障がい児支援体制を構築します。



（２）放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

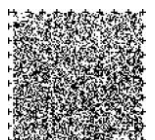
（３）保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

（４）医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童に対し、身体状況により、医療の提供を併せて行う事業です。身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供します。

医療型児童発達支援については、近隣に指定事業所がない状況です。



(6) 障がい児相談支援

児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「障がい児支援利用計画」を作成します。

また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。

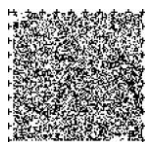
現状と課題

障がい児通所支援の利用者数は年々増加傾向です。今後は、障がい児通所支援施設の拡充とともに、重症心身障がい児など医療的ケアが必要な障がい児に対する支援の基盤整備の強化や福祉、医療、教育などの協働による総合的な支援体制の構築が重要です。

サービス見込量

平成 30 年度以降は、利用増加を勘案し見込み量を設定します。

区 分	利用実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
児童発達支援	90 人日分	130 人日分	211 人日分	131 人日分	139 人日分	139 人日分
放課後等デイサービス	253 人日分	449 人日分	610 人日分	551 人日分	580 人日分	580 人日分
保育等訪問支援	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
医療型児童発達支援	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
障がい児相談支援	5 人	6 人	7 人	6 人	7 人	7 人



(7) 居宅訪問型児童発達支援

障がい児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきましたが、現状では、重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児に発達支援を受ける機会が提供されていませんでした。

このため、重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の発達支援を行うサービスが新たに創設されました。

(8) 福祉型児童入所支援、医療型児童入所支援

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

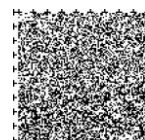
「福祉型」、「医療型」ともに、近隣に指定事業所がない状況です。

(9) 医療的ケアが必要な障がい児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

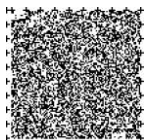
国では、医療的ケアが必要な障がい児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設けることを基本としています。

医療的ケアが必要な障がい児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を目標としています。

日高市では、入間西圏域で設置します。



第5章 計画の実現に向けて



第5章 計画の実現に向けて

計画の実現に向けて、行政や関係機関、市民が情報を共有し、共通理解のもと各方策等に取り組み、社会資源の充実を図ることが必要です。

さらには、障がい者の虐待の防止や障がいを理由とする差別解消の推進、障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進、サービス提供事業所等における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実を進めていきます。

第1節 各主体の役割と連携体制の強化

この計画を推進するに当たっては、すべての市民が障がいと障がい者に対する理解を深め、社会的関心を高めていくとともに、行政はもとより、障がい者、家庭、地域社会、学校、団体、企業などが、それぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、施策の展開を図っていくことが求められています。

(1) 地域社会

地域における多様な人々との交流を通し、障がい者が参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、近隣が互いに助け合う地域づくりを進めるなど、障がい者やその家庭を地域の中で支援する体制づくりが重要です。

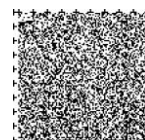
(2) 学校

障がい児一人一人に対して、障がいの特性や程度に応じたきめ細かな指導を通し、持てる力を最大限に発揮できるような適切な教育を推進することが必要とされています。

また、障がいの有無にかかわらず、児童・生徒に対して、障がい者・児への正しい理解と認識を深め、思いやりや豊かな心の育成を図るために、交流教育や福祉教育を拡充し、障がいに対する意識面でのバリアフリーに努めていくことも重要です。

(3) 団体

障がい者関係団体などの役割として、障がい者やその家庭の福祉の向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていくことが求められています。



(4) 企業

障がい者が安定した生活を営むためには、障がい者の雇用や障がい者の適性と能力に応じた、障がいのない人と共に生きがいを持って働けるような職場づくりが望まれています。

さらに、企業自らも地域社会の構成員であるという自覚のもとに地域に貢献していくことが、今後の大切な役割の一つとして期待されています。

(5) 行政

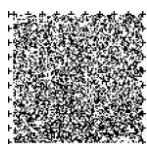
行政の役割は、市民の総合的な福祉の向上を目指して、広範にわたる障がい者施策を総合的かつ、一体的に推進することです。

そのためには、各主体の役割を踏まえながら、地域社会の連帯の条件整備に努め、行財政の効率的な運営と執行体制を整備するとともに、当事者や障がい者を支える家族などのニーズを的確に把握し、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められています。

そして、施策の展開に当たっては、たえず地域の創意、地域からの発想を汲み取り、創造的な展開を図っていきます。また、政策の形成過程も含めて、障がい者のまちづくりへの参加機会を拡充しながら、必要な情報を的確に提供し、市民の参加と連帯に支えられた事業運営に努めていくことが重要です。

第2節 計画の推進と進捗管理

本計画に掲げた施策は、教育、労働、保健、医療、生活環境など、幅広い分野に渡るとともに、障がい者それぞれのライフスタイルに合わせての一貫した支援が必要なことから、関係機関が連携し、総合的かつ一体的に、また、着実に施策を推進していく必要があります。そのため、計画の進捗状況の確認や推進方策に関する意見を求めながら、総合的な取り組みを進めていきます。



（１）推進基盤の整備

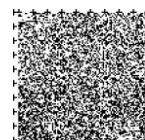
ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるように、ライフステージの各段階において能力を最大限発揮しながら、自立した生活を目指すことを支援していきます。また、障がい者のあらゆる社会経済活動への参画を支援する計画の推進に当たっては、教育、労働、保健、医療、生活環境など広範な分野に渡るため、施策が効果的かつ効率的に実施されるように担当間や関係行政機関、障がい者団体、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、ボランティア団体などとの連携を図ります。

（２）行財政の効率的運用

計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間ですが、法律等の変更や市民ニーズの変化、財政事情の悪化など、この間にも社会経済情勢の変化が予想されます。

このため、今後増大する福祉などのサービス需要に的確に対応するため、行財政改革に取り組みながら、より効率的・効果的な事業展開を図ります。

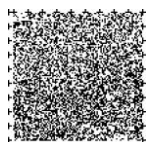
また、制度の見直しなど国の動向を的確に見極めながら計画を推進していきます。



(3) PDCAサイクルの導入

日高市障がい福祉計画・日高市障がい児福祉計画は、日高市障がい者計画と一体的に策定されている計画であり、障がい者の生活に必要な障がい福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものです。関係者及び関係機関は目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、その進捗状況を確認しながら、工夫・改善を重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

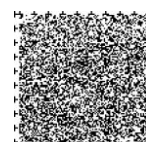
そのため、3つの計画の進捗管理については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析、評価のうえ、課題等がある場合には随時、対応していきます。また、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときは、計画を変更し、その他の必要な措置を講じます。



資料編

1. 策定の経緯

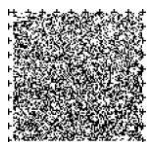
年 月 日	内 容 等
平成 29 年 2 月	日高市障がい者実態調査（アンケート調査の実施）
7 月 18 日	平成 29 年度 第 1 回日高市障がい者地域総合支援協議会 (1) 第 5 期障がい者計画・障がい福祉計画について (2) 部会の運営について
11 月 2 日	平成 29 年度 日高市障がい者地域総合支援協議会分科会 (1) 中間報告
1 月 16 日	平成 29 年度 第 2 回日高市障がい者地域総合支援協議会 (1) 第 5 期障がい者計画・障がい福祉計画（素案）について
平成 30 年 1 月 19 日 ～ 2 月 8 日	市民コメントの実施
平成 30 年 2 月 26 日	平成 29 年度 第 3 回日高市障がい者地域総合支援協議会 (1) 第 5 期障がい者計画・障がい福祉計画（案）について



2. 日高市障がい者地域総合支援協議会委員名簿

平成 29 年 4 月 1 日現在

職	氏名	選出区分等
会長	相川 章子	学識経験者（聖学院大学 人間福祉学部）
職務代理	萩原 政行	指定特定相談支援事業者（社会福祉法人 日和田会 障がい者相談支援センターなずな）
委員	平田 保	障がい者本人またはその家族
委員	藤原 きよみ	障がい者本人またはその家族
委員	相澤 美智子	指定障がい福祉サービス事業者（特定非営利活動法人 ぶどうの実）
委員	四條 美和	指定障がい福祉サービス事業者（合同会社 児童デイサービス 蛍）
委員	森田 真以子	保健・医療関係者（埼玉県狭山保健所）
委員	玉造 美央	保健・医療関係者（埼玉医科大学国際医療センター 総合相談センター）
委員	榊原 徹	教育・雇用関係機関の代表者（埼玉県立日高特別支援学校）
委員	荒井 美穂	教育・雇用関係機関の代表者（日高市障がい者就労支援センター）
委員	市村 豊	民間企業の代表者（株式会社 日本標準統合物流センター）
委員	山本 洋一	障がい者関係団体の代表者（日高市身体障がい者福祉会）
委員	吉田 正	障がい者関係団体の代表者（飯能日高精神障がい者家族会）



(参考) 市内事業所一覧

no.	事業所名	運営主体	郵便番号	住所	電話番号	サービスの種類
1	かわせみ	福祉法人日和田会	350-1245	日高市大字栗坪 120-1	042-985-5354	生活介護・就労移行支援・就労継続支援 B 型
2	第 2 かわせみ	福祉法人日和田会	350-1205	日高市大字原宿 174-29	042-985-8668	生活介護
3	第 3 かわせみ・ふわふわ	福祉法人日和田会	350-1246	日高市大字梅原 48-6	042-985-7007	生活介護・就労継続支援 B 型
4	第 4 かわせみ・わくわく	福祉法人日和田会	350-1245	日高市大字栗坪 234	042-978-6587	生活介護・就労継続支援 B 型
5	はつらつ作業所	特定非営利活動法人 全国子育て・福祉支援ネットワーク	350-1221	日高市大字下大谷沢 91-5	042-984-3226	就労移行支援
6	ぶどうの実	特定非営利活動法人ぶどうの樹	350-1231	日高市大字鹿山 315-6	042-985-7105	生活介護・就労継続支援 B 型
7	こまのさと作業所	福祉法人日高市社会福祉協議会	350-1235	日高市大字楡木 201	042-985-6778	就労継続支援 B 型
8	むさしの日高作業所	福祉法人栗の実福祉会	350-1222	日高市大字下大谷沢 12-1	042-978-5104	就労継続支援 B 型
9	野ばら	福祉法人日和田会	350-1205	日高市大字原宿 346-1	042-985-1267	共同生活援助
10	野ばらの園	福祉法人日和田会	350-1231	日高市大字鹿山 211-23	042-989-4174	共同生活援助
11	野ばら (第 2)	福祉法人日和田会	350-1205	日高市大字原宿 353-4 コモンハラジユク 104		共同生活援助
12	野ばらの園 (第 2)	福祉法人日和田会	350-1205	日高市大字原宿 353-2 コーポアイド原宿 103		共同生活援助
13	うらら	福祉法人日和田会	350-1231	日高市大字鹿山 457-7	042-989-5603	共同生活援助
14	さくら	福祉法人日和田会	350-1205	日高市高麗川 1-6-24	042-989-7030	共同生活援助
15	サテライトさくら	福祉法人日和田会	350-1205	日高市原宿 215-10 コーポアライ 201 号		共同生活援助
16	なでしこ	福祉法人日和田会	350-1231	日高市大字鹿山 199-1 メゾンスズキ 101・102 号室	042-989-3912	共同生活援助
17	サテライトなでしこ	福祉法人日和田会	350-1231	日高市大字鹿山 199-1 メゾンスズキ 201 号室		共同生活援助
18	なでしこ 103	福祉法人日和田会	350-1231	日高市大字鹿山 199-1 メゾンスズキ 103 号室		共同生活援助
19	パンジー	福祉法人日和田会	350-1205	日高市原宿 373-18	042-985-0232	共同生活援助
20	さつき	福祉法人日和田会	350-1231	日高市鹿山 472-2	042-984-0088	共同生活援助
21	やまぶき	福祉法人日和田会	350-1249	日高市高麗川 1-5-14	042-985-5608	共同生活援助
22	コスモス	福祉法人日和田会	350-1233	日高市下鹿山	042-985-6313	共同生活援助

				494-1-27-104		
23	グループホームあゆみ	特定非営利活動法人ぶどうの樹	350-1215	日高市大字高萩東 3-13-13	042-985-9580	共同生活援助
24	グループホームすみれ	特定非営利活動法人ぶどうの樹	350-1213	日高市大字高萩 2119-3	042-985-7105	共同生活援助
25	グループホームわかば	特定非営利活動法人ぶどうの樹	350-1205	日高市大字原宿 353-1		共同生活援助
26	グループホームつばさ	特定非営利活動法人ぶどうの樹	350-1231	日高市鹿山字明婦 248-1	042-985-7105	共同生活援助
27	グループホームカリン	特定非営利活動法人カリン	350-1236	日高市大字猿田 162	042-985-1534	共同生活援助
28	グループホーム大地 A 棟	医療法人弘心会	350-1234	日高市大字上鹿山 235-32	042-978-8121	共同生活援助
29	グループホーム台地 B 棟	医療法人弘心会	350-1234	日高市大字上鹿山 235-32	042-978-8121	共同生活援助
30	陶光山ふれあい工房	特定非営利活動法人ふれあい工房	350-1243	日高市大字新堀 984-6	042-985-3889	就労継続支援 B 型
31	四季の郷	特定非営利活動法人四季の郷	350-1247	日高市大字高岡 220-1	042-986-1575	就労継続支援 B 型
32	生活支援事業所 すみれ	特定非営利活動法人あおーら	350-1205	日高市大字原宿 353-13	042-985-8535	自立訓練（生活訓練）
33	ヘルパーステーション スマイル日高	株式会社ふれあい広場	350-1231	日高市大字鹿山 237-3	042-989-9123	居宅介護・重度訪問介護
34	ヘルパーステーション こまの郷	福祉法人日高市社会福祉協議会	350-1235	日高市大字楡木 201 総合福祉センター内	042-985-6777	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
35	友結会 ふるさとけあ	特定非営利活動法人友結会	350-1232	日高市大字中鹿山 133-1	042-986-1366	居宅介護・重度訪問介護
36	けあビジョン日高	株式会社ビジュアルビジョン	350-1213	日高市大字高萩 1154-5 パルネットキタノ 102	042-978-7000	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
37	サポートかえる	特定非営利活動法人介護の手	350-1231	日高市大字鹿山 194-8	042-980-5147	居宅介護・重度訪問介護
38	障がい者相談支援センター 「なずな」	福祉法人日和田会	350-1245	日高市大字栗坪 120-1	042-985-5354	計画相談支援
39	障がい者相談支援センター ふるさとけあ	特定非営利活動法人友結会	350-1232	日高市大字中鹿山 133-1	042-986-1366	計画相談支援
40	障がい者相談支援センター	福祉法人日高市社会福祉協議会	350-1235	日高市大字楡木 201 総合福祉センター内	042-985-9100	計画相談支援
41	障がい者相談支援センター フレンド	(合)ライズ	350-1213	日高市大字高萩 1141-1	042-978-8853	計画相談支援

第5期 日高市障がい者計画・障がい福祉計画

第1期 日高市障がい児福祉計画

平成30年3月発行

発行 日高市

編集 日高市福祉子ども部社会福祉課

〒350-1292 埼玉県日高市南平沢 1020 番地

TEL 042-989-2111（代表）

市ホームページ <http://www.city.hidaka.lg.jp/>
